

長瀬町こども計画

～こども・若者が安心して夢を描ける地域づくり～



長瀬町公式マスコットキャラクター

とろにゃん

令和7年3月 長瀬町

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨.....	3
2 こども基本法とは.....	4
3 計画の位置づけ.....	5
4 計画の対象.....	6
5 計画の期間.....	6
6 計画の策定体制.....	7

第2章 こども・若者をめぐる本町の現状

1 人口と世帯の状況.....	11
2 婚姻・出産等の状況.....	15
3 就業の状況.....	17
4 教育・保育の状況.....	19
5 前計画の評価.....	22
6 アンケート調査からみる現状.....	23
7 こども・若者の意見.....	32
8 本町の現状からみる課題.....	40

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念.....	43
2 計画の基本目標.....	44
3 施策体系.....	45

第4章 施策展開

基本目標1 未来を担うこども・若者への支援.....	49
基本目標2 子育て家庭への支援.....	62
基本目標3 こども・若者を支える地域づくり.....	74

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援計画の概要.....	81
2 教育・保育の見込み量と確保方策.....	83
3 地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保方策.....	85

第6章 計画の推進体制

1 推進体制の充実.....	95
2 点検・評価.....	95
3 住民との協働.....	95
4 人材の育成.....	96
5 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保.....	96
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	96

資料編

1 計画策定の経過.....	99
2 長瀬町健康福祉推進委員会設置要綱.....	100
3 長瀬町健康福祉推進委員会委員名簿.....	102
4 用語解説.....	103

＊本計画では、こども基本法やこども大綱と同様に、主に「こども」や「こども・若者」という用語を使用していますが、対象者の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから、子ども・子育て支援法に基づく用語は「子ども・子育て」とし、施策によって「児童」「生徒」「少年」「若者」「青少年」「子ども」等の用語を併用しています。

第1章 計画の概要

-
- 1 計画策定の趣旨
 - 2 こども基本法とは
 - 3 計画の位置づけ
 - 4 計画の対象
 - 5 計画の期間
 - 6 計画の策定体制
-

1 計画策定の趣旨

本町では、令和2年3月に策定した「第2期長瀬町子ども・子育て支援事業計画」において、「子どもたちの元気な声が聞こえる地域づくり」を基本理念とし、すべての子育て家庭の希望を叶えることができるように、各家庭の状況やニーズに応じた多様な支援に取り組んできました。

一方で、こども・若者を取り巻く環境は、少子化や世帯の単独化、地域のつながりや人間関係の希薄化、いじめや不登校、児童虐待、生活困窮、ヤングケアラー、有害情報の氾濫など、様々な要因によって日々変化しており、こども・若者にとって大切な権利が脅かされる状況が続いています。

こうしたなか、国では、こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として、令和5年4月に「こども基本法」を施行するとともに、新たに「こども家庭庁」を設置しました。また、同年12月には、これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ねる「こども大綱」が策定されるとともに、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指して「こども未来戦略」が策定されました。

こども大綱においては、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を社会の真ん中に据え、こどもや若者に関する取組（以下「こども施策」という。）を社会全体で総合的かつ強力に推進していくことで「こどもまんなか社会」＝「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」の実現を目指すこととされています。そして、都道府県はこども大綱を勘案した「都道府県こども計画」を策定すること、また、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案した「市町村こども計画」を策定することが努力義務となり、こども施策担当部局と教育委員会等が密接に連携して、地域の実情に応じたこども計画を策定することが求められています。

こうした状況を踏まえ、令和6年度までを計画期間とする「第2期長瀬町子ども・子育て支援事業計画」の見直しにあたり、こどもの貧困の解消に向けた取組や若者世代への支援等を盛り込み、新たに「長瀬町こども計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 こども基本法とは

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

こども基本法は、全てのこどもや若者が、将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会を実現するため、こども施策を社会全体で推進することを目的としています。

こども基本法の第3条に規定された基本理念は、国連総会において採択された子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の4原則（差別のないこと、こどもにとって最もよいこと、命を守られ成長できること、こどもが意味のある参加ができること）を踏まえて策定されました。また、こども基本法の第11条には、国や地方自治体が、こども施策にこどもや若者などの意見を反映することが義務付けられており、こどもや若者の声を大切にしながら、「こどもまんなか社会」をつくっていくことが求められています。

■こども基本法の基本理念

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

1 すべてのこどもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと。

2 すべてのこどもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される
権利が守られ、平等に教育を受けられること。

3 年齢や発達 の程度により、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に参加できること。

4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、
意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって
最もよいことが優先して考えられること。

5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが
十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、
家庭と同様の環境が確保されること。

6 家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会を
つくること。



資料：こども家庭庁 こども基本法 (<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/>)

■こども基本法パンフレット



資料：こども家庭庁 こども基本法 (<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/>)

3 計画の位置づけ

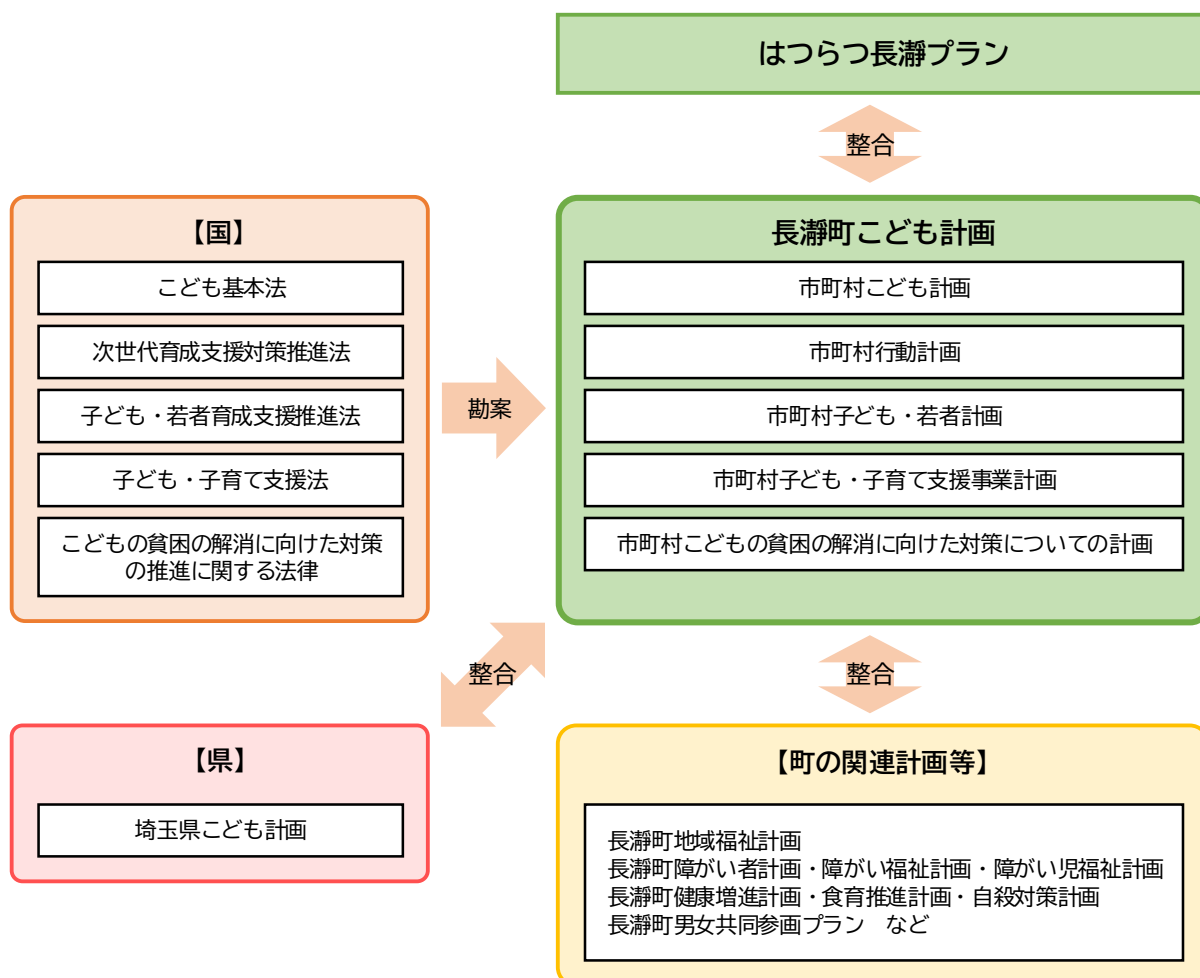
(1) 関連する法令と包含する計画

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として策定します。また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」など、関連する計画を包含し、一体のものとして策定します。

(2) 本町の関連計画に配慮した計画

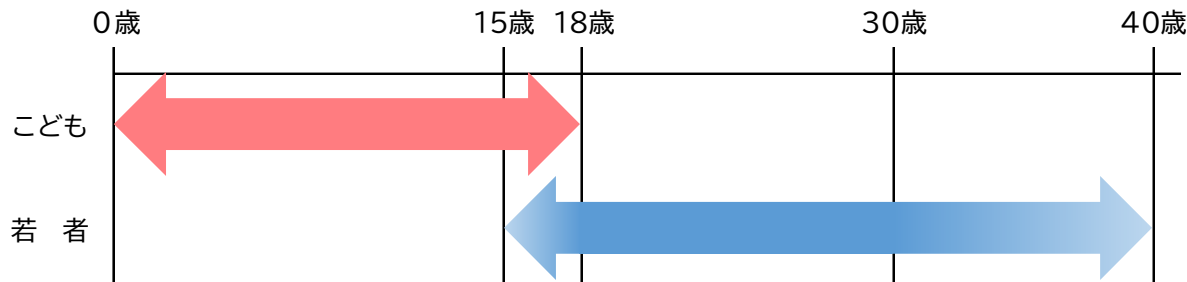
本計画を推進することにより、上位計画である「はつらつ長瀬プラン 第5次長瀬町総合振興計画後期基本計画及び第2期長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が目指す「はつらつ 長瀬」の実現を図ります。また、こども・若者を取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなど、あらゆる分野にわたるため、関連する各分野の計画と連携・整合を図ります。

■関連計画等との関係図



4 計画の対象

本計画の対象は、こども・若者とします。こどもは概ね18歳未満、若者は義務教育終了後から30歳未満としますが、就労支援などの一部の施策については40歳未満を対象とします。



5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。
ただし、社会経済状況の変化や国の動向、町民ニーズなどを踏まえながら、必要に応じて計画を見直します。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
長瀬町こども計画					次期長瀬町こども計画				

6 計画の策定体制

(1) 長瀬町健康福祉推進委員会

本計画の策定にあたって、専門家の意見や町民の幅広い意見を反映させるため、学識経験者、保健・医療または福祉関係機関・団体等で組織する「長瀬町健康福祉推進委員会」を開催し、計画内容について協議しました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたって、子育て世帯の生活実態や要望・意見等を把握するために、町内の就学前児童の保護者及び小学生の保護者すべてを対象として、令和6年2月にアンケート調査を実施しました。

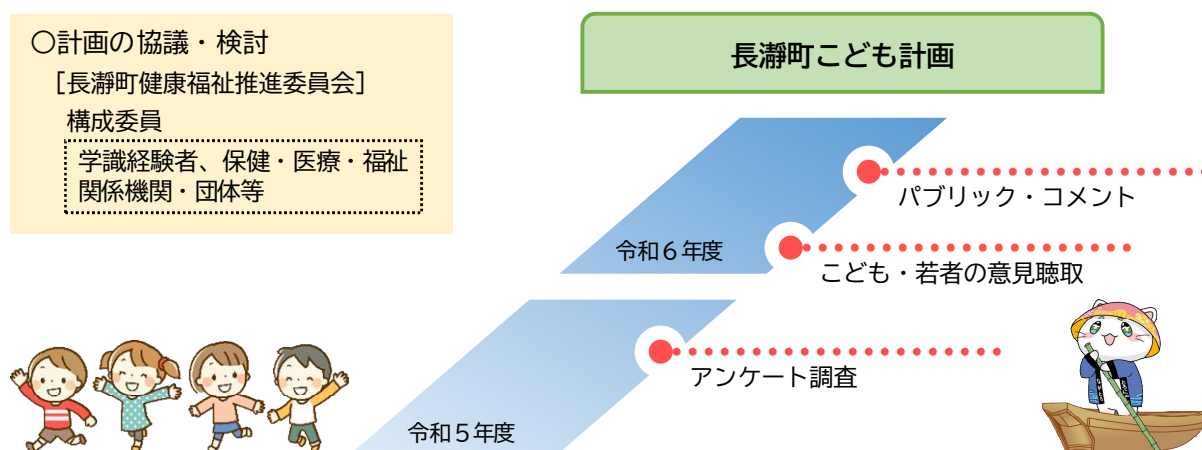
(3) こども・若者の意見聴取の実施

こども基本法第3条（基本理念）及び第11条（こども施策に対するこども等の意見の反映）に基づき、こども・若者の意見を踏まえた計画とするため、こども・若者への意見聴取を実施しました。

(4) パブリック・コメントの実施

作成した計画案を、令和7年3月1日から令和7年3月14日まで、町のホームページ等で公表し、広く町民の方々から意見を募集しました。

意見の募集にあたっては、「長瀬町ホームページ」等でパブリック・コメントの実施について周知しました。



第2章 こども・若者をめぐる本町の現状

-
- 1 人口と世帯の状況
 - 2 婚姻・出産等の状況
 - 3 就業の状況
 - 4 教育・保育の状況
 - 5 前計画の評価
 - 6 アンケート調査からみる現状
 - 7 こども・若者の意見
 - 8 本町の現状からみる課題
-

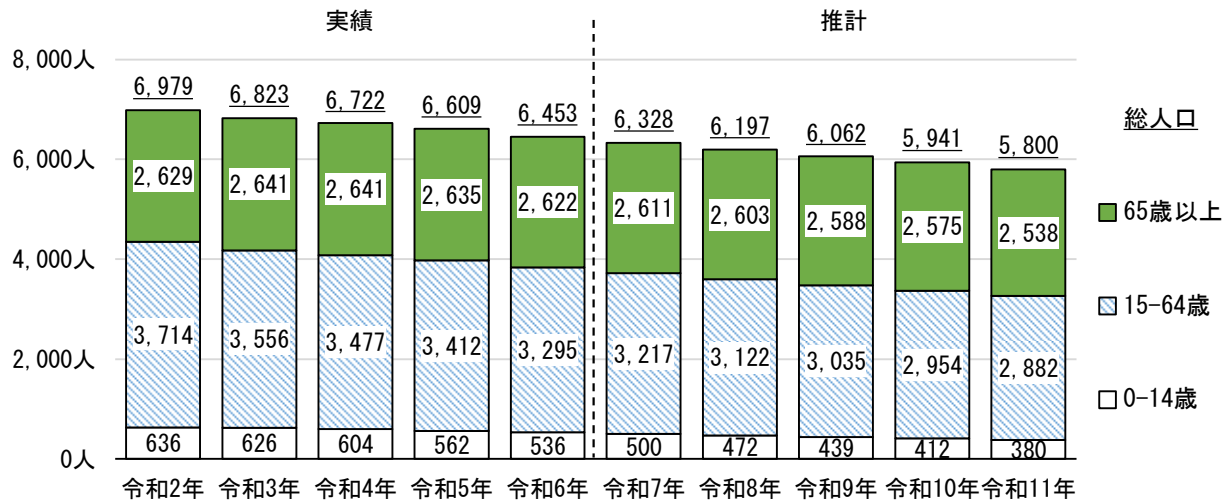
1 人口と世帯の状況

(1) 人口の推移と推計

本町の総人口は年々減少し、令和6年には6,453人となっています。コーホート変化率法（同じ年に生まれた人々の動向から変化率を求め、その結果に基づき将来人口を推計する方法）を用いた将来推計によると、令和7年以降も人口が減少し続けることが見込まれます。

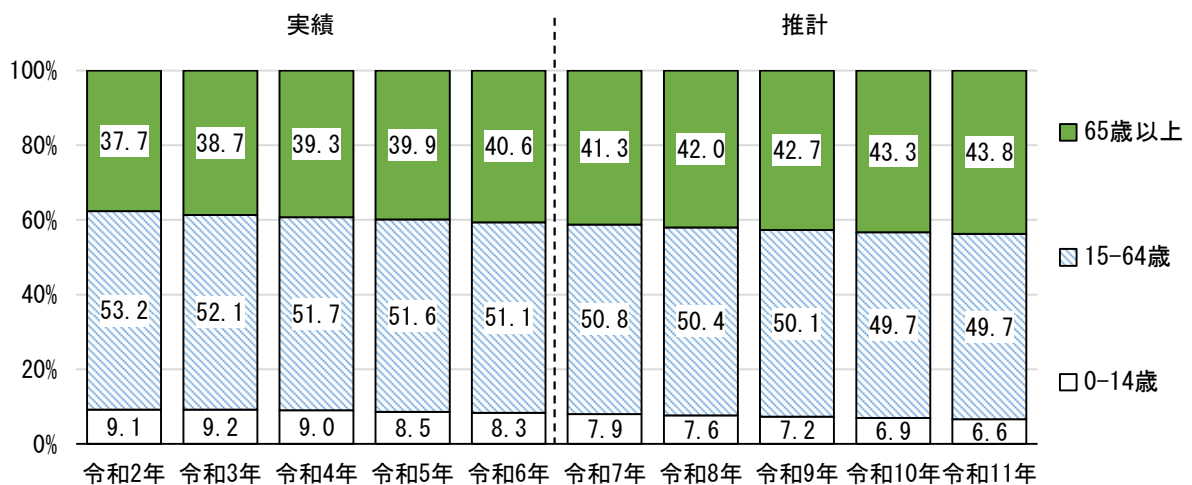
年齢3区分別の人口構成比をみると、高齢化率（65歳以上の高齢者人口割合）が増加を続ける一方、15～64歳の生産年齢人口と0～14歳の年少人口の割合は減少が続いており、令和7年以降も同様の傾向で推移することが見込まれます。

■年齢3区分別人口の推移と推計



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢3区分別人口構成比の推移と推計



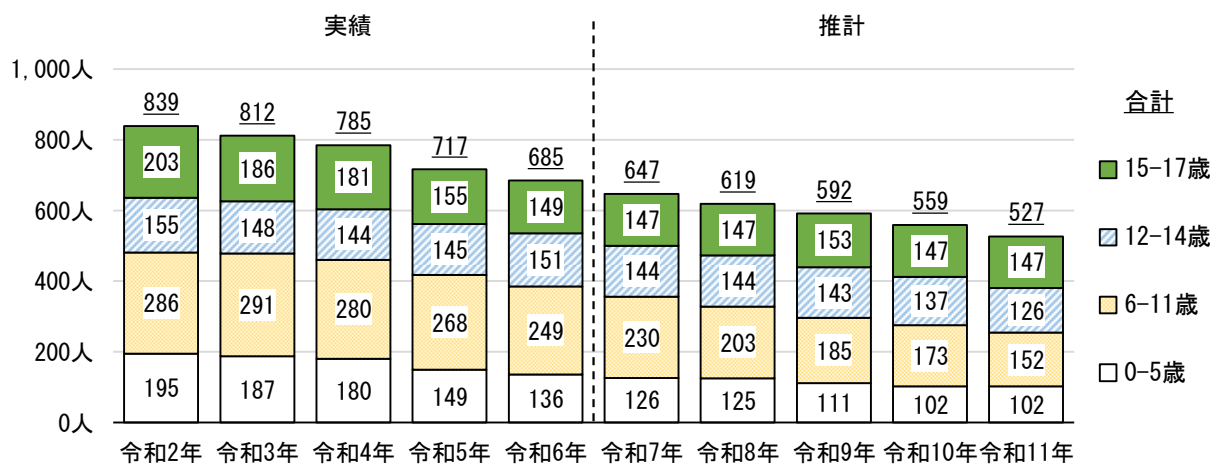
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) こども・若者の人口の推移と推計

1) こどもの人口

本町の18歳未満のこどもの人口は年々減少しており、令和6年では685人となっています。令和2年から令和6年にかけて154人（18.4%）の減少となっており、今後も減少が続くことが見込まれます。

■18歳未満のこどもの人口の推移と推計

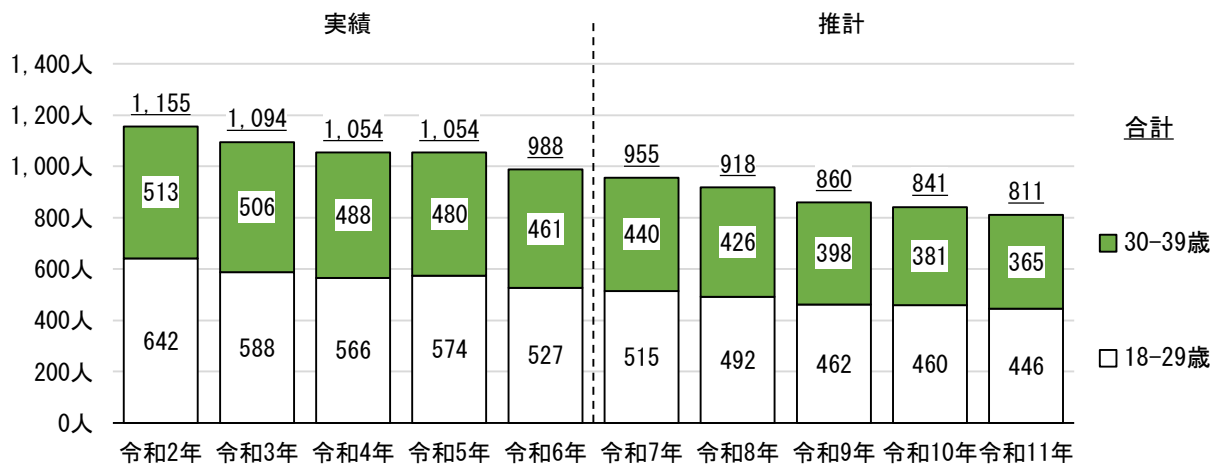


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2) 若者の人口

本町の18～39歳の若者の人口は減少傾向で推移しており、令和6年では988人となっています。令和2年から令和6年にかけて167人（14.5%）の減少となっており、こどもの人口と同様に、今後も減少が続くことが見込まれます。

■18～39歳の人口の推移と推計



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

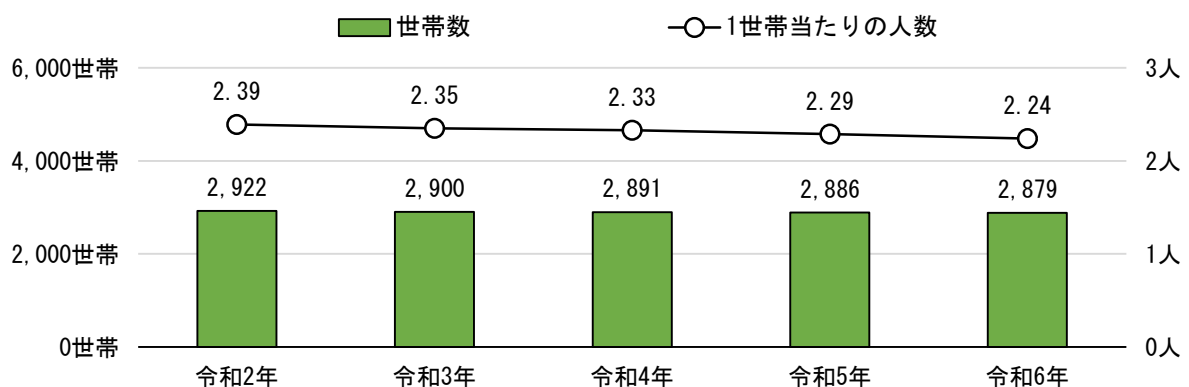
(3) 世帯数の推移

1) 住民基本台帳からみる世帯数

本町の世帯数は年々減少しており、令和6年には2,879世帯となっています。令和2年から令和6年の5年間では43世帯（1.5%）減少しています。

1世帯当たりの人数も年々減少しており、令和6年には2.24人となっています。令和2年から令和6年の5年間では0.15人（6.2%）減少しています。

■住民基本台帳による世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2) 国勢調査からみる世帯類型

本町の世帯類型の推移をみると、一般世帯数は平成22年をピークに減少しています。世帯の種類別でみると、単独世帯が年々増加しており、世帯の単独化が進んでいることがうかがえます。また、核家族世帯の内訳をみると、夫婦のみの世帯が年々増加しており、夫婦とこどもの世帯は年々減少している状況です。

■国勢調査による世帯類型の推移

単位：世帯

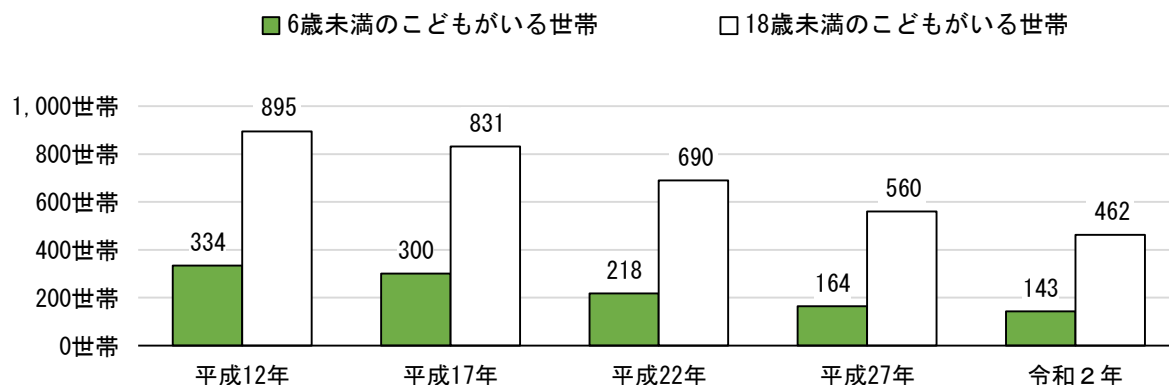
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯	2,631	2,703	2,710	2,642	2,599
核家族世帯	1,602	1,653	1,673	1,621	1,597
夫婦のみ	525	578	610	614	673
夫婦とこども	884	852	809	721	656
男親とこども	40	43	41	49	59
女親とこども	153	180	213	237	209
単独世帯	325	387	469	538	601
3世代世帯	538	475	392	322	256
その他	166	188	176	161	145

資料：国勢調査

3) こどもがいる世帯

本町の6歳未満と18歳未満のこどもがいる世帯は年々減少しており、令和2年には6歳未満のこどもがいる世帯は143世帯、18歳未満のこどもがいる世帯は462世帯となっています。

■こどもがいる世帯数の推移



資料：国勢調査

4) 母子世帯・父子世帯

本町の母子世帯数の推移をみると、6歳未満のこどもがいる世帯は10世帯未満で推移しています。また、18歳未満のこどもがいる世帯は30世帯前後で推移していましたが、令和2年では16人となっています。

父子世帯数の推移をみると、6歳未満のこどもがいる世帯は平成12年に2世帯、令和2年では1世帯となっています。また、18歳未満のこどもがいる世帯は2～5世帯となっており、いずれも母子世帯数を下回って推移しています。

■母子世帯数及び父子世帯数の推移

単位：世帯

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
母子世帯	6歳未満のこどもがいる世帯	3	7	2	3	2
	18歳未満のこどもがいる世帯	24	30	33	28	16
父子世帯	6歳未満のこどもがいる世帯	2	0	0	0	1
	18歳未満のこどもがいる世帯	5	3	5	2	5

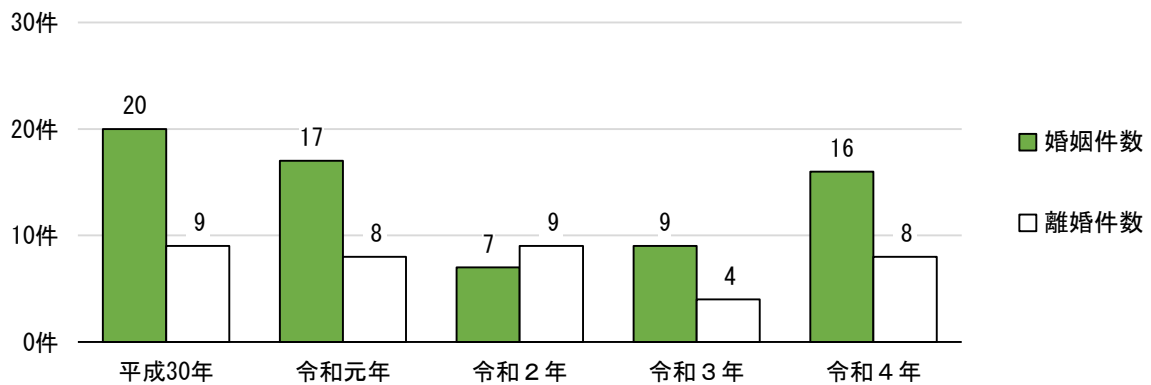
資料：国勢調査

2 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻・離婚件数の推移

本町の婚姻件数は、令和2年に7件まで減少したものの、その後は増加に転じ、令和4年には16件となっています。また、離婚件数は、10件未満で推移しており、令和4年では8件となっています。

■婚姻・離婚件数の推移



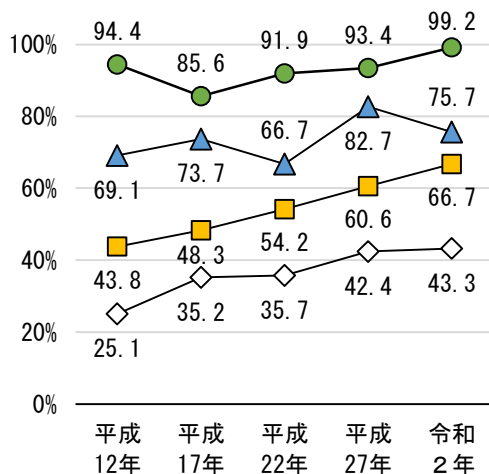
資料：埼玉県保健統計年報（埼玉県）

(2) 未婚率の推移

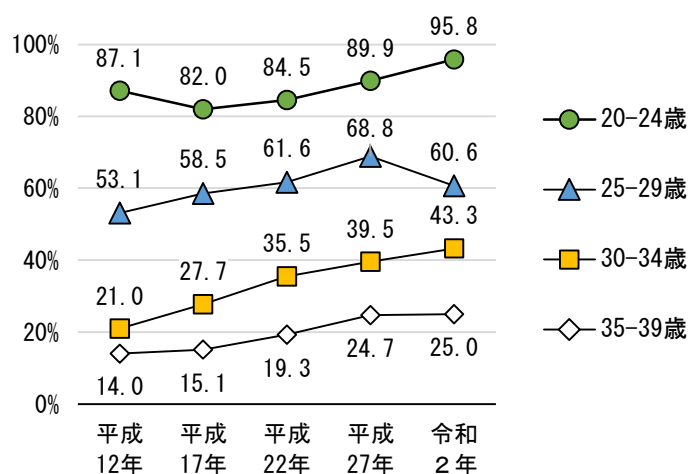
本町の未婚率は平成22年から平成27年にかけて増加傾向にありましたが、令和2年は男女ともに25～29歳の層では減少し、男性では7.0ポイント減、女性では8.2ポイント減となっています。性別で比較すると、すべての年齢で男性の未婚率が高くなっています。

■未婚率の推移

[男性]



[女性]



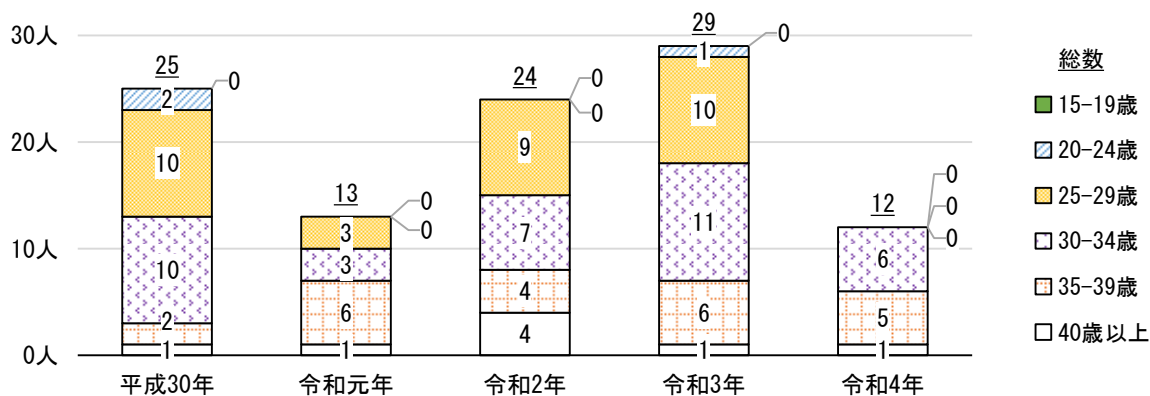
資料：国勢調査

(3) 出生数の推移

本町の出生数は、令和2年から令和3年にかけて増加していましたが、令和4年には再び減少に転じ、前年の半数以下となる12人となっています。

母親の年齢別出生数をみると、令和2年から令和3年にかけて、25～29歳と30～34歳の出生数が増加していましたが、令和4年には全体的に減少し、10歳代と20歳代の出生数は0人となっています。

■出生数の推移

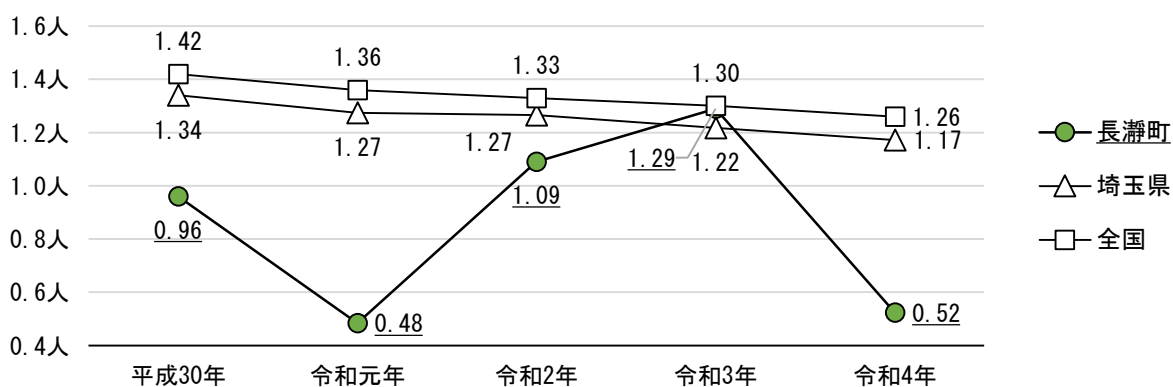


資料：埼玉県保健統計年報

(4) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、増減を繰り返しながら推移しており、令和3年は県の水準を上回っていますが、その他の年では低い水準で推移しています。

■合計特殊出生率の推移



資料：[全国] 厚生労働省 人口動態統計
[長瀬町・埼玉県] 埼玉県 人口動態概況

3 就業の状況

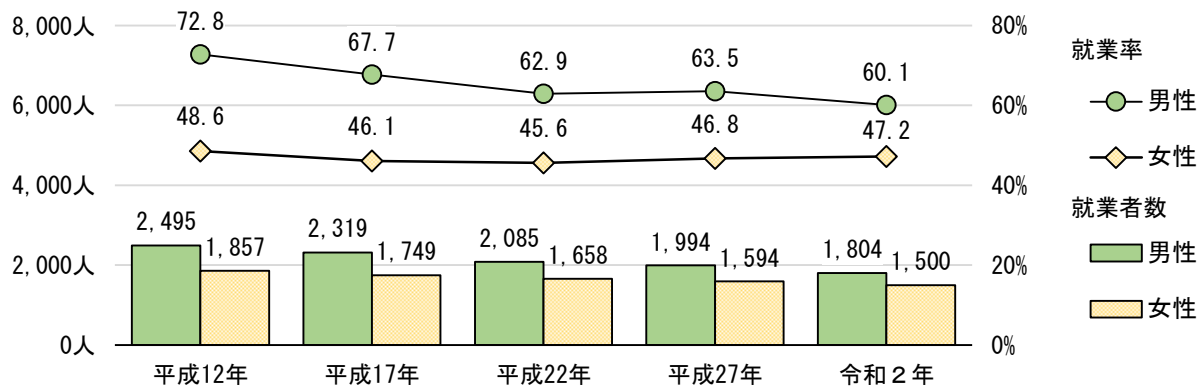
(1) 男女別就業率の状況

本町の就業者数は、人口の減少に伴い、男女ともに一貫して減少している状況です。

就業率をみると、男性は平成12年から平成22年にかけて減少しており、平成27年に増加に転じたものの、令和2年には再び減少し60.1%となっています。一方、女性は平成12年から平成22年にかけて減少していましたが、平成27年以降は増加しており、令和2年には47.2%となっています。

全国及び埼玉県と比較すると、男性の就業率は全国及び埼玉県より低くなっていますが、女性の就業率は全国及び埼玉県より高くなっています。

■就業者数と就業率の推移



		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
15歳以上(人)	男性	3,427	3,425	3,314	3,139	3,000
	女性	3,823	3,793	3,635	3,409	3,178
就業者数(人)	男性	2,495	2,319	2,085	1,994	1,804
	女性	1,857	1,749	1,658	1,594	1,500
就業率(%)	男性	72.8	67.7	62.9	63.5	60.1
	女性	48.6	46.1	45.6	46.8	47.2

資料：国勢調査

■就業者数と就業率の比較

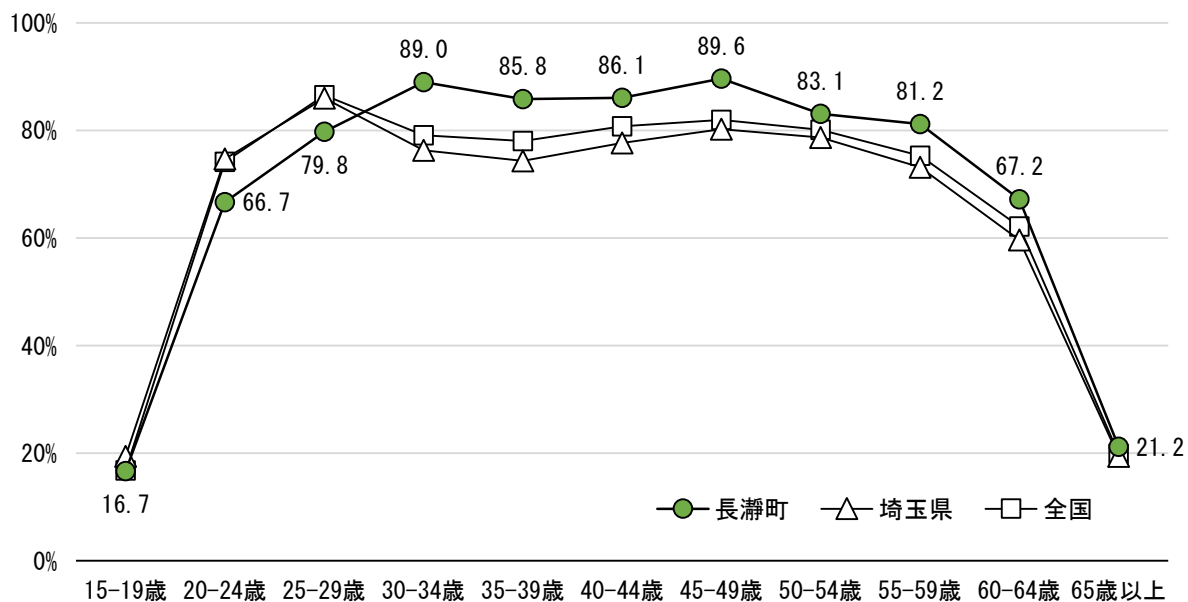
	男性			女性		
	15歳以上(人)	就業者(人)	就業率(%)	15歳以上(人)	就業者(人)	就業率(%)
長瀬町	3,000	1,804	60.1	3,178	1,500	47.2
埼玉県	3,097,040	1,898,576	61.3	3,173,142	1,488,304	46.9
全国	52,098,467	31,501,307	60.5	56,160,102	26,141,918	46.5

資料：国勢調査（令和2年）

(2) 女性の就業の状況

本町の女性の労働力率は、30歳代から50歳代にかけて80%台となっており、いずれも国及び埼玉県よりも高い水準となっています。また、60歳以上も国及び埼玉県よりも高い水準となっています。一方、10歳代と20歳代は全国及び埼玉県の水準を上回っています。

■女性の年齢別労働力率



	長瀬町	埼玉県	全国
15-19 歳	16.7%	19.4%	16.8%
20-24 歳	66.7%	74.7%	74.2%
25-29 歳	79.8%	86.0%	86.6%
30-34 歳	89.0%	76.3%	79.1%
35-39 歳	85.8%	74.4%	78.1%
40-44 歳	86.1%	77.7%	80.8%
45-49 歳	89.6%	80.3%	82.0%
50-54 歳	83.1%	78.7%	80.2%
55-59 歳	81.2%	73.2%	75.3%
60-64 歳	67.2%	59.7%	62.2%
65 歳以上	21.2%	19.4%	19.9%

資料：国勢調査（令和2年）

4 教育・保育の状況

(1) 保育園・認定こども園

本町には、保育園が2か所、認定こども園が1か所あり、いずれも民間により設置・運営されています。保育園の定員はそれぞれ50人、認定こども園の定員は1号認定（保育の必要性なし）が35人、2号認定（保育の必要性あり）が10人となっています。

■保育園・認定こども園の概要

施設名	区分	定員	所在地
高砂保育園	私立	50人	本野上208番地
たけのこ保育園	私立	50人	本野上499番地1
認定こども園 長瀬幼稚園	私立	1号認定 35人 2号認定 10人	長瀬1414番地2

資料：健康こども課

■保育園の園児数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	3	5	4	1	2
1歳	20	8	21	19	8
2歳	19	24	12	22	21
3歳	31	19	24	13	23
4歳	28	30	20	23	14
5歳	31	26	31	20	24
合計	132	112	112	98	92

資料：健康こども課

■認定こども園の園児数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
3歳	10	10	4	7	6
4歳	11	10	10	4	6
5歳	12	12	8	10	4
合計	33	32	22	21	16

資料：健康こども課

(2) 放課後児童クラブ

本町には、放課後児童クラブが2か所あり、1クラブが公設公営、1クラブが民設民営により運営されています。令和6年4月1日から小学校の統合に伴い、長瀬一小放課後児童クラブ室と長瀬二小放課後児童クラブ室が統合しています。

■放課後児童クラブの概要

施設名	区分	定員	所在地
長瀬一小放課後児童クラブ室	公営	72人	本野上600番地1
たけのこ学童クラブ	民営	40人	本野上499番地1

資料：健康こども課

(3) 子育て支援事業

「多世代ふれ愛ベース長瀬」を地域子育て支援拠点とし、各種事業を年間通して実施するとともに、毎年「プロに学ぶ⑩テクニック講座」と題して「安全安心に子育てする講座」と「心豊かにご褒美講座」を3本ずつ計6本の講座を実施しています。

■子育て支援事業の状況

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	参加組数	参加者数	参加組数	参加者数	参加組数	参加者数	参加組数	参加者数	参加組数	参加者数
絵本読み聞かせ「ママ読んで！」	71	150	69	137	83	193	72	165	86	200
ママのコーヒータ임	132	287	94	195	138	302	154	340	54	118
リズム遊び「ぴよんぴよん組」	82	181	71	152	84	197	90	220	127	284
リズム遊び「ぴよぴよ組」	69	146	51	104	87	187	82	180	59	130
満1歳おたんじょう会	17	35	16	35	20	45	21	50	16	32
リサイクルくる	45	111	57	152	46	121	44	113	51	132
世代間交流	52	113	81	159	82	178	62	107	55	117

資料：健康こども課

(4) 母子保健

母子保健事業は、妊娠期から子育て期にわたる各種事業を実施しています。

専門職は、保健師4人（健康こども課）体制であり、健康づくり担当と子育て支援担当に1名配置して、母子保健と児童福祉の連携をとりながら業務を行っています。保健師を中心に、住民に対してきめ細かな対応に努めており、乳幼児健診等の受診率は高くなっています。

■乳幼児健診の状況

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
3～5か月					
対象者（人）	17	23	31	12	14
受診者（人）	17	23	31	12	14
受診率（％）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
9～10か月					
対象者（人）	25	19	28	27	14
受診者（人）	24	18	28	26	14
受診率（％）	96.0	94.7	100.0	96.3	100.0
1歳6か月					
対象者（人）	25	32	24	31	22
受診者（人）	25	28	23	29	22
受診率（％）	100.0	87.5	95.8	93.5	100.0
3歳2か月					
対象者（人）	37	30	32	22	29
受診者（人）	37	28	31	19	29
受診率（％）	100.0	93.3	96.9	86.4	100.0

資料：健康こども課



◆ママのコーヒータ임



◆リズム遊び「ぴよぴよ組」

5 前計画の評価

(1) 子どもの育ちを支援する

本町では、学校給食を中心とした「食育」や、小学校入学前の「3つのめばえ」について講演を実施しており、性教育の講座も拡充してきました。また、「多世代ふれ愛ベース長瀬」を活用し、子育て中の母親が孤立しないよう支援しています。要保護児童対策地域協議会との連携は良好で、関係機関との協力を通じて課題解決に取り組んでいます。

今後の課題として、少子化に伴う各種健診対象者の減少が想定され、専門職の確保や広域的な健診の可能性の検討や、子育て支援事業や母子保健事業の実施方法については工夫が必要と考えられます。引き続き、研修を通じた職員のスキル向上や、地域との連携強化を進めていく必要があります。

(2) 家庭における子育てを支援する

本町では、毎週火曜日に子育て支援事業を実施し、利用者の要望をアンケートで収集しています。コロナ禍では訪問を控え、「多世代ふれ愛ベース長瀬」において相談支援を実施していましたが、現在は適宜訪問も行っています。少子化にもかかわらず、子育て相談の件数は減少せず、対応件数は増加しています。また、「子育て総合窓口」の設置や、虐待予防の観点からの各種講座の実施など、多様な取組を進めています。

今後の課題として、ちちが定住自立圏で実施しているファミリー・サポート・センター事業の利用が伸び悩んでおり、PRの強化が求められます。また、こども家庭センターの本格実施に伴い保健師の不足による人材の確保が課題となっています。障がい児保育については、対象児童への適切な人員配置には補助金を支給していますが、加配が必要な児童の保護者の理解を得ることが困難なケースもあります。さらに、地区組織である愛育会は、会員の人数は多いものの、高齢化により存続が厳しくなっており、今後の支援策を検討する必要があります。

(3) 子どもや家庭を支える地域（教育）力の向上を図る

本町では、仕事と生活の両立を支援するために、役場担当課前で制度のパンフレットを配布しています。こどもの安全確保に向けては、歩車道の点検整備や交通安全教室の開催、地域ぐるみの見守り活動などを実施しています。また、生活困窮世帯の児童・生徒への学習支援や、子育て世代の相談環境の整備にも取り組んでいます。

今後の課題として、一層の仕事と生活の両立支援に向けて、パンフレットの配布に加え、ホームページへの掲載や子育て支援アプリ等を活用した、情報提供の充実が求められます。また、こどもの安全を守るとともに、より子育てしやすい道路環境の整備を進めていく必要があります。

6 アンケート調査からみる現状

(1) 調査の目的

本調査は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」を策定するにあたって、町民の現状や意向等を把握し、こども・若者の実態や課題を整理するための基礎資料とするために実施しました。

(2) 調査対象

調査対象は以下のとおりです。

調査の種類	調査の対象	配布数
就学前児童の保護者	就学前の児童（0～5歳）のいる保護者	159件
小学生	就学児童のいる保護者	267件

(3) 調査方法

調査票は、郵送及び教育・保育施設による配付により実施しました。

(4) 調査期間

令和6年2月

(5) 回答数・回答率

本調査の回答結果は以下のとおりです。

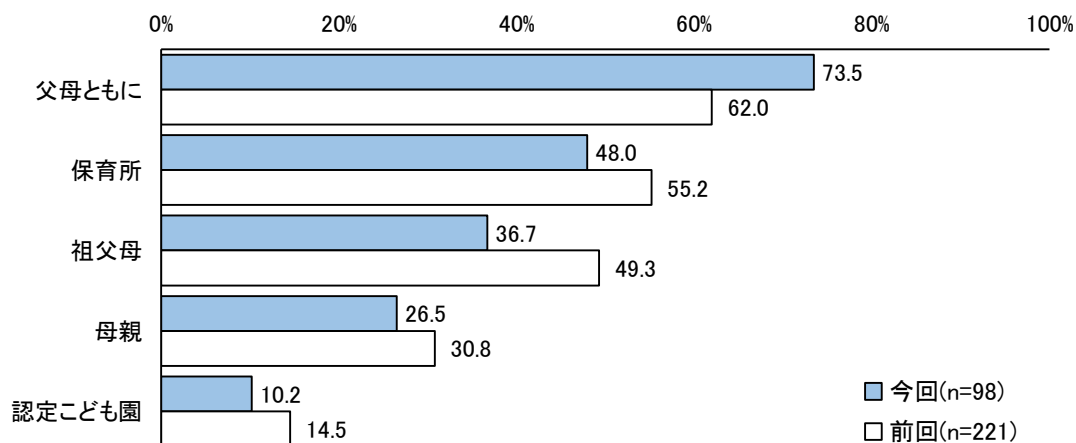
調査の種類	配布数	回答数	回答率
就学前児童の保護者	159件	97件	61.0%
小学生の保護者	267件	215件	80.5%

(6) 調査結果概要

1) 子育てに日常的に関わっているかた

子育てに日常的に関わっているかたは、「父母ともに」が73.5%で最も多く、前回の調査から11.5ポイント増加しており、父母ともに子育てに関わる意識の高まりがうかがえます。

○子育てに日常的に関わっているかた（上位5位・小学生）



2) 子育てをする上で気軽に相談できる人や場所

子育てをする上で気軽に相談できる人や場所について、「いる／ある」との回答は、就学前児童の保護者では91.8%、小学生の保護者では90.2%を占めています。

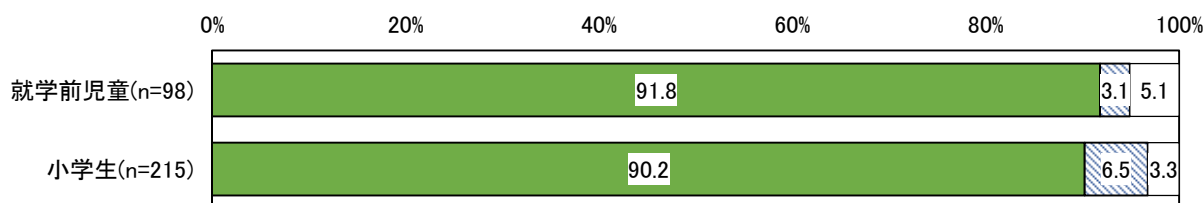
相談先は、就学前児童の保護者と小学生の保護者ともに「祖父母等の親族」や「友人や知人」といった身近な人が大半を占めています。

○相談先の有無

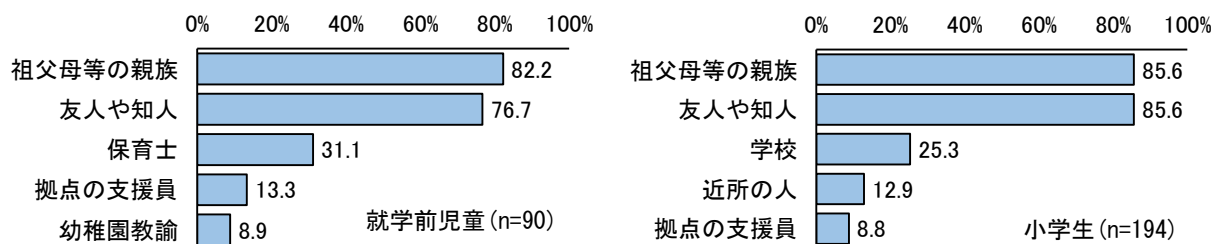
■ いる／ある

▨ いない／ない

□ 無回答



○相談先（上位5位）



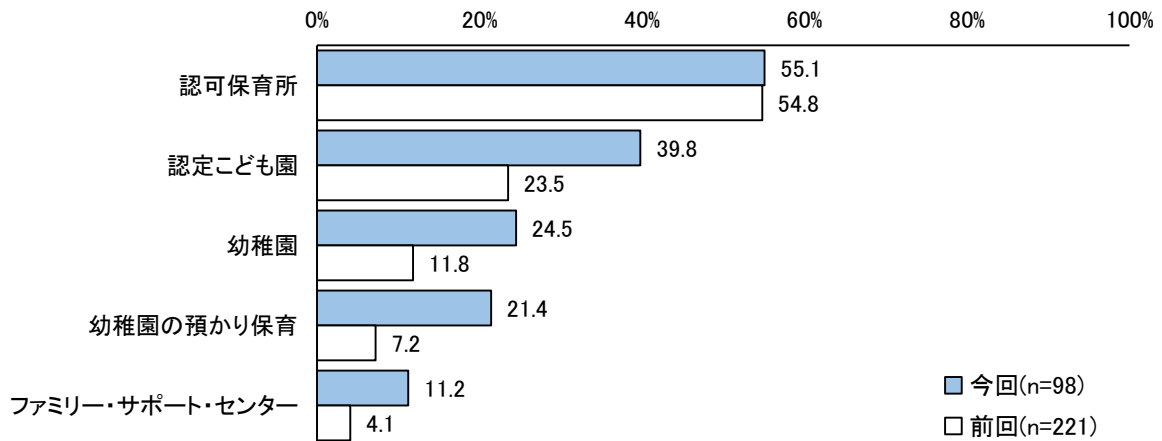
※拠点…地域生活支援拠点

3) 定期的にご利用したいと考える教育・保育事業

定期的にご利用したいと考える教育・保育事業は、「認可保育所」が55.1%で最も多く、次いで「認定こども園」が39.8%となっています。

前回の調査と比較すると、上位5位の順位に変動はないものの、「認定こども園」が16.3ポイント増加、「幼稚園の預かり保育」が14.2ポイント増加するなど、教育・保育ニーズが多様化していることがうかがえます。

○定期的にご利用したいと考える教育・保育事業（上位5位・就学前児童）

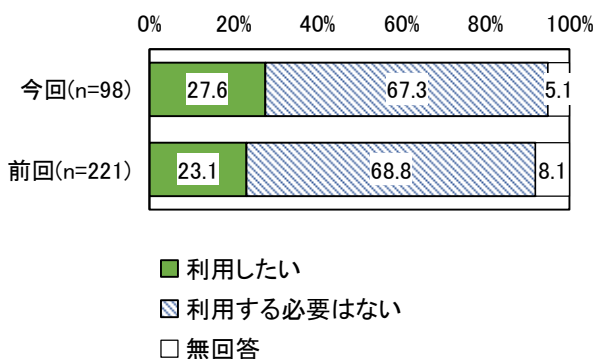


4) 私用、親の通院、不定期の就労等での事業の利用希望

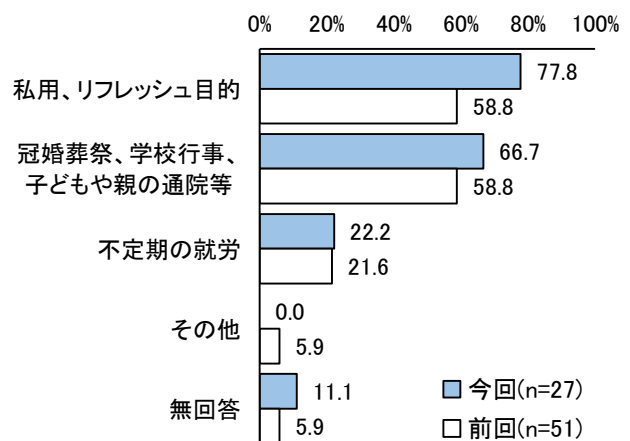
私用、親の通院、不定期の就労等での事業の利用希望は、「利用したい」が27.6%となっており、前回の調査から4.5ポイント増加しています。

利用目的は、「私用、リフレッシュ目的」が77.8%を占めており、前回の調査から19.0ポイント増加しています。次いで、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が66.7%で、前回の調査から7.9ポイント増加しています。

○私用等での事業の利用希望（就学前児童）



○私用等での事業の利用目的（就学前児童）

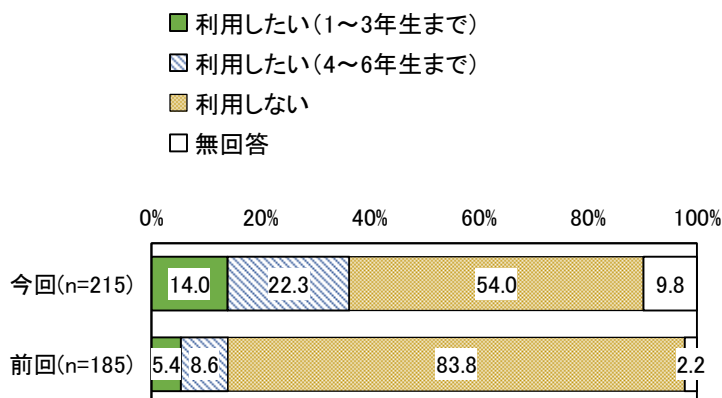


5) 放課後児童クラブの利用意向

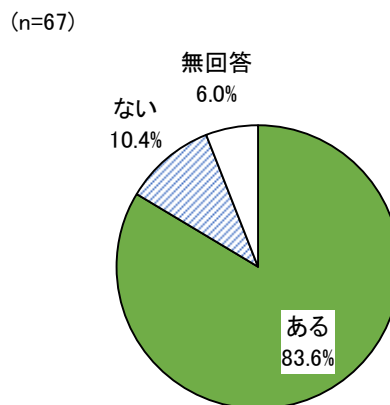
放課後児童クラブの利用意向は、「利用したい（4～6年生まで）」が22.3%、「利用したい（1～3年生まで）」が14.0%となっており、前回の調査から利用したいとの回答が22.3ポイント増加しています。

放課後児童クラブの利用意向がある家庭について、土・長期休業中の利用希望は、「ある」が83.6%を占めています。

○放課後児童クラブの利用意向（小学生）



○土・長期休業中の利用希望（小学生）

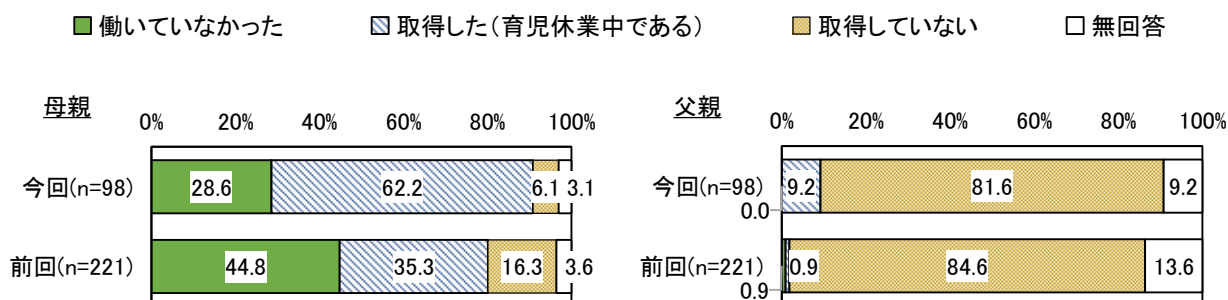


6) 育児休業の取得状況

母親の育児休業の取得状況は、「取得した（育児休業中である）」が62.2%を占めており、前回の調査から26.9ポイント増加しています。

父親の育児休業の取得状況は、「取得した（育児休業中である）」は9.2%にとどまっていますが、前回の調査から8.3ポイント増加しており、父母ともに育児休業の取得率が上昇していることがうかがえます。

○育児休業の取得状況（就学前児童）

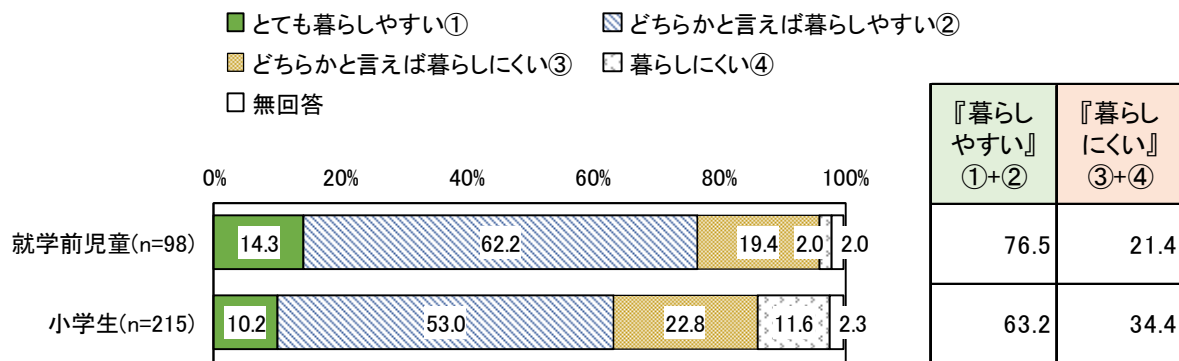


7) 子育て家庭にとっての暮らしやすさ

長瀬町は子育て家庭にとって暮らしやすいまちだと思うかについて、就学前児童の保護者では『暮らしやすい』が76.5%、『暮らしにくい』が21.4%となっています。また、小学生の保護者では、『暮らしやすい』が63.2%、『暮らしにくい』が34.4%となっています。

就学前児童の保護者と小学生の保護者ともに『暮らしやすい』が過半数を占めており、就学前児童の保護者の方が13.3ポイント高くなっています。一方、『暮らしにくい』は小学生の保護者の方が13.0ポイント高くなっています。

○子育て家庭にとっての暮らしやすさ

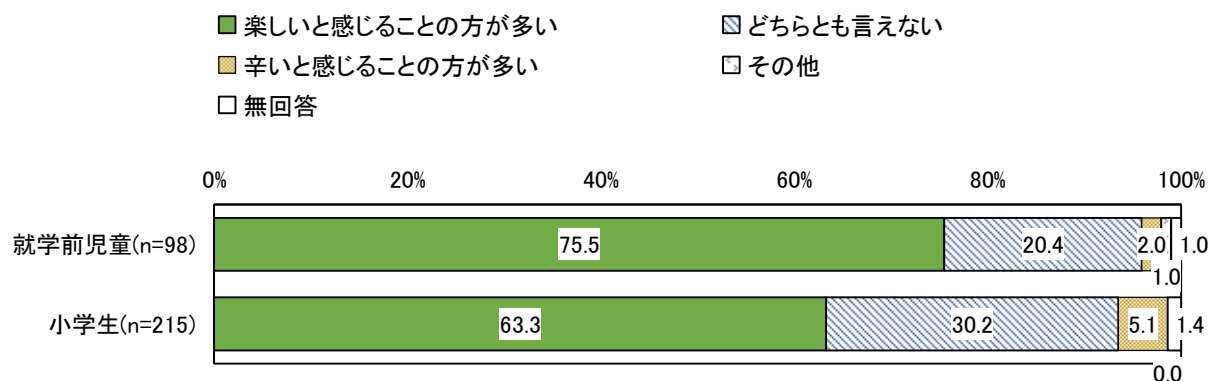


8) 子育ての楽しさや辛さ

子育ての楽しさや辛さについて、就学前児童の保護者では「楽しいと感じることの方が多い」が75.5%を占めており、「辛いと感じることの方が多い」は2.0%となっています。また、小学生の保護者では「楽しいと感じることの方が多い」が63.3%を占め、「辛いと感じることの方が多い」は5.1%となっています。

就学前児童の保護者と小学生の保護者ともに「楽しいと感じることの方が多い」が過半数を占めており、就学前児童の保護者の方が12.2ポイント高くなっています。

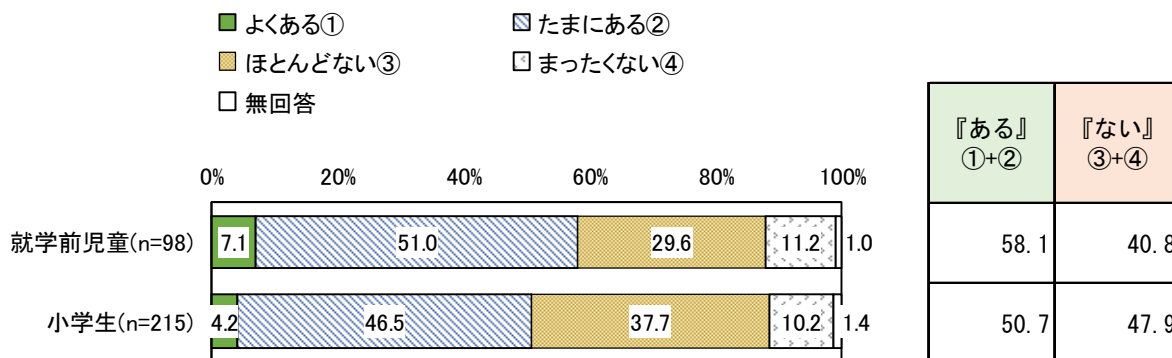
○子育ての楽しさや辛さ



9) 子どもを傷つけてしまうような行動や言動をするなど不安を感じること

子どもを傷つけてしまうような行動や言動をするなど不安を感じることは、就学前児童の保護者と小学生の保護者ともに『ある』が過半数を占めており、子育てを楽しんでいる一方で、不安を感じている保護者も多くいることがうかがえます。

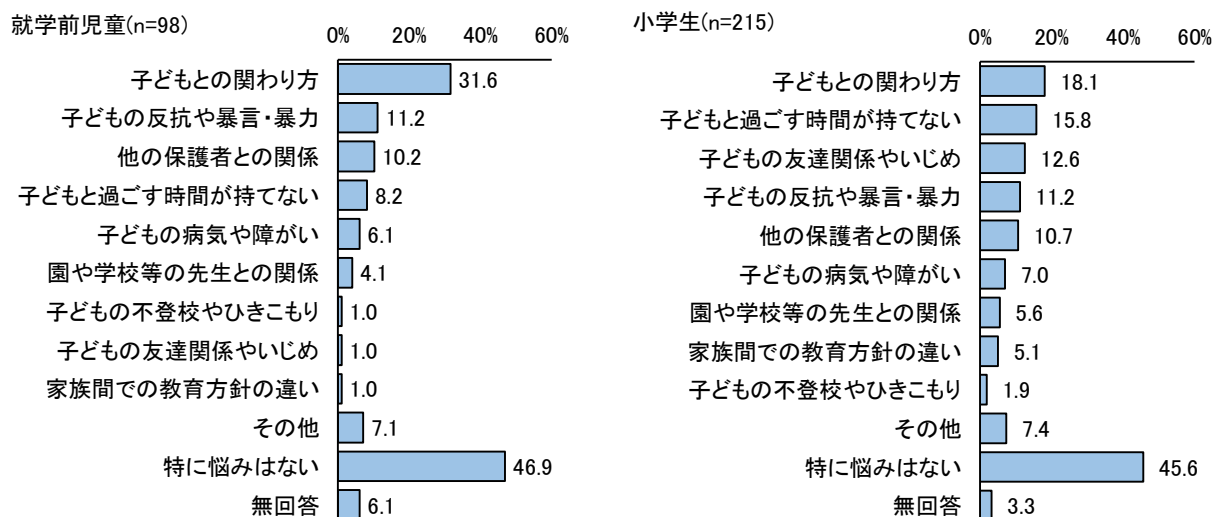
○子どもを傷つけてしまうような行動や言動をするなど不安を感じること



10) 子どものことで悩んでいること

子どものことで悩んでいることは、就学前児童の保護者と小学生の保護者ともに「子どもとの関わり方」が最も多く、就学前児童の保護者では31.6%、小学生の保護者では18.1%で、就学前児童の保護者の方が13.5ポイント高くなっています。一方、「特に悩みはない」との回答は、就学前児童の保護者では46.9%、小学生の保護者では45.6%となっています。

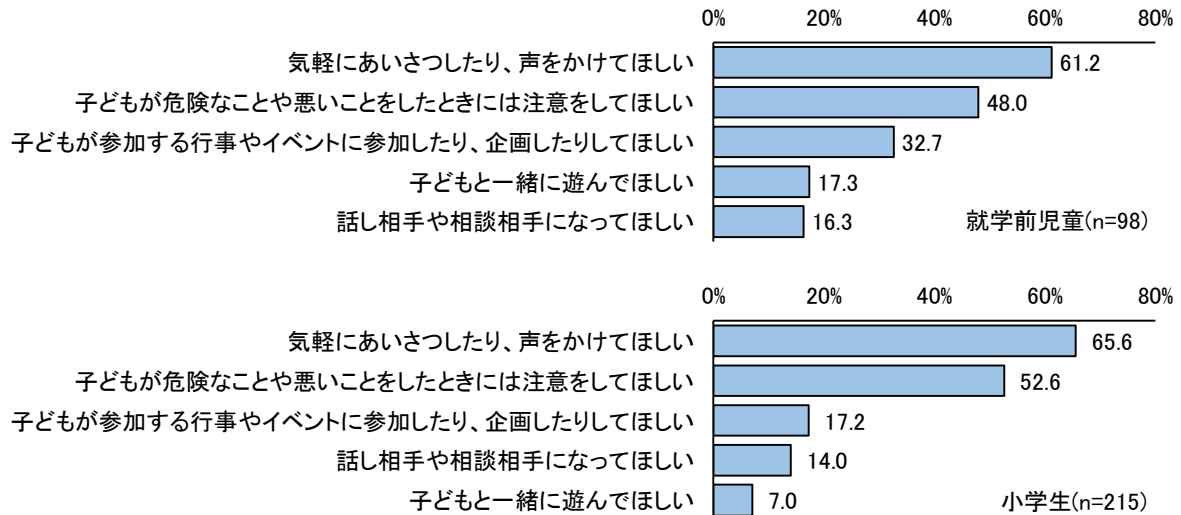
○子どものことで悩んでいること



1 1) 子育てに関して地域の人に望むこと

子育てに関して地域の人に望むことは、就学前児童の保護者と小学生の保護者ともに「気軽にあいさつしたり、声をかけてほしい」が最も多く、就学前児童の保護者では61.2%、小学生の保護者では65.6%を占めています。次いで、「子どもが危険なことや悪いことをしたときには注意してほしい」がともに多く、就学前児童の保護者では48.0%、小学生の保護者では52.6%を占めています。次いで、「子どもが参加する行事やイベントに参加したり、企画したりしてほしい」がともに多く、就学前児童の保護者では32.7%、小学生の保護者では17.2%を占めています。次いで、「子どもと一緒に遊んでほしい」がともに多く、就学前児童の保護者では17.3%、小学生の保護者では7.0%を占めています。次いで、「話し相手や相談相手になってほしい」がともに多く、就学前児童の保護者では16.3%、小学生の保護者では14.0%を占めています。

○子育てに関して地域の人に望むこと（上位5位）

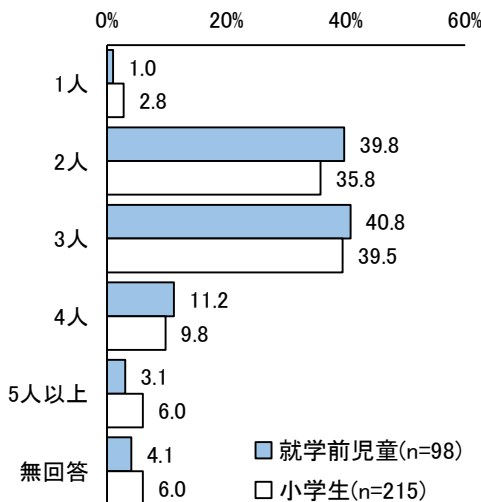


1 2) 理想とする子どもの人数

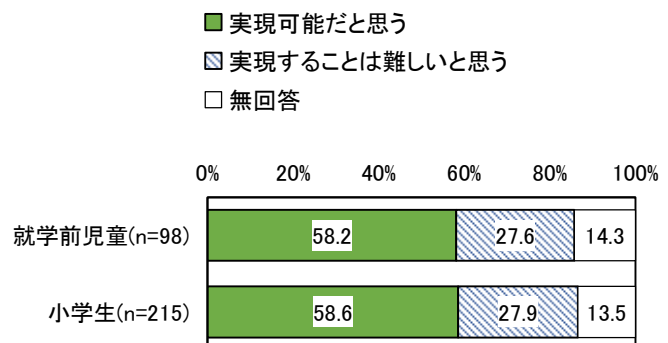
理想とする子どもの人数は、就学前児童の保護者と小学生の保護者ともに「2人」以上を理想とする家庭が大半を占めています。

実現の可能性については、就学前児童の保護者と小学生の保護者ともに、「実現可能だと思う」が6割弱、「実現することは難しいと思う」が3割弱となっています。

○理想とする子どもの人数



○実現の可能性

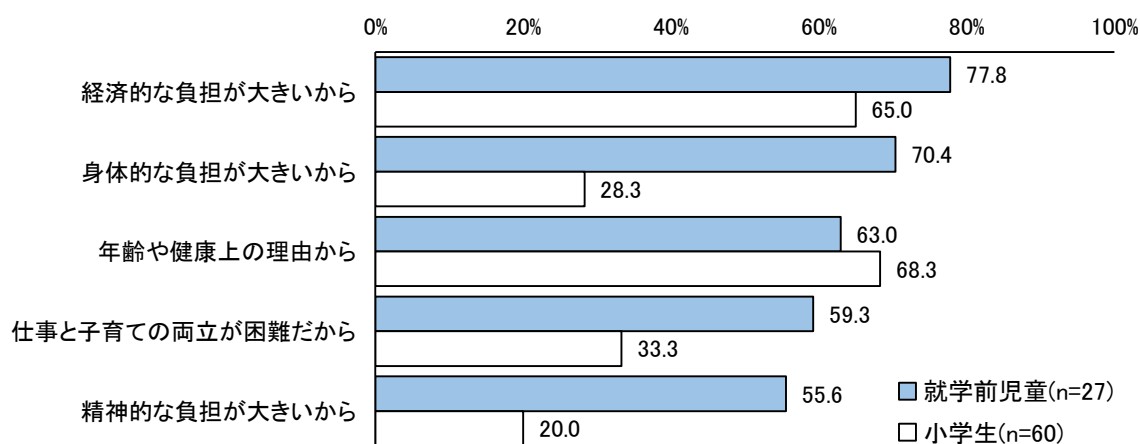


1 3) 理想とする子どもの人数を実現することが難しい理由

理想とする子どもの人数を実現することが難しい理由について、就学前児童の保護者では「経済的な負担が大きいから」が77.8%で最も多く、小学生の保護者では「年齢や健康上の理由から」が68.3%で最も多くなっています。

就学前児童の保護者では、上位5項目はいずれも過半数を占めており、様々な困難を抱えていることがうかがえます。

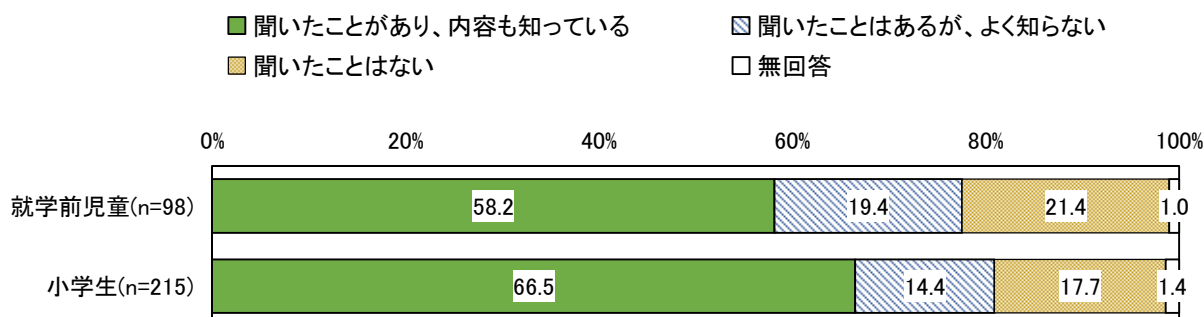
○理想とする子どもの人数を実現することが難しい理由(上位5位)



1 4) ヤングケアラーの認知度

ヤングケアラーの認知度は、就学前児童の保護者と小学生の保護者ともに「聞いたことがあり、内容も知っている」が過半数を占めており、就学前児童の保護者では58.2%、小学生の保護者では66.5%となっています。一方、「聞いたことはない」との回答は、就学前児童の保護者では21.4%、小学生の保護者では17.7%となっています。

○ヤングケアラーの認知度



15) 現在の家庭の暮らしの状況

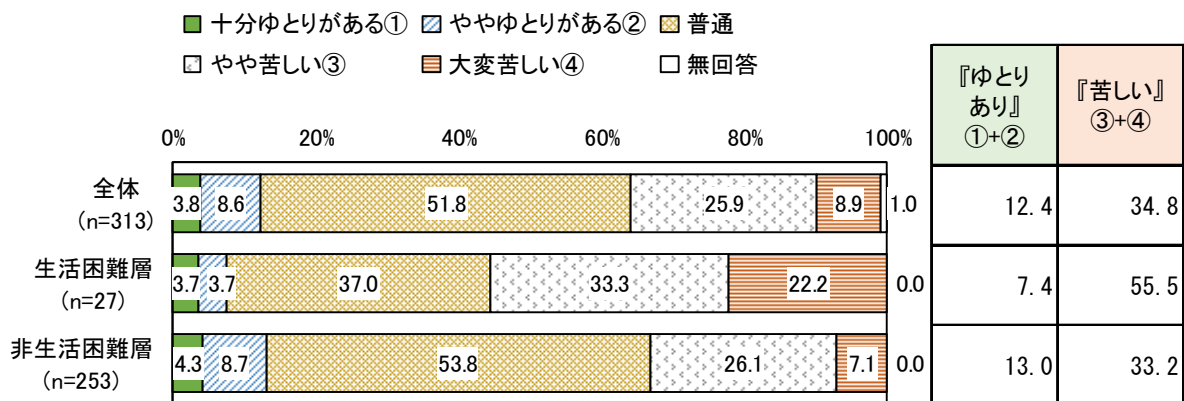
現在の家庭の暮らしの状況について、全体（就学前児童と小学生の合計）では「普通」が51.8%で最も多くなっています。また、『ゆとりあり』は12.4%、『苦しい』は34.8%となっており、『苦しい』との回答の方が22.4ポイント高くなっています。

生活困難層では『苦しい』が55.5%を占め、非生活困難層より22.3ポイント高くなっています。

過去1年間に食料や衣類が買えないことについて、全体では「なかった」が82.7%を占めていますが、生活困難層では「よくあった」と「ときどきあった」と合わせると40.7%となっており、非生活困難層より27.3ポイント高くなっています。

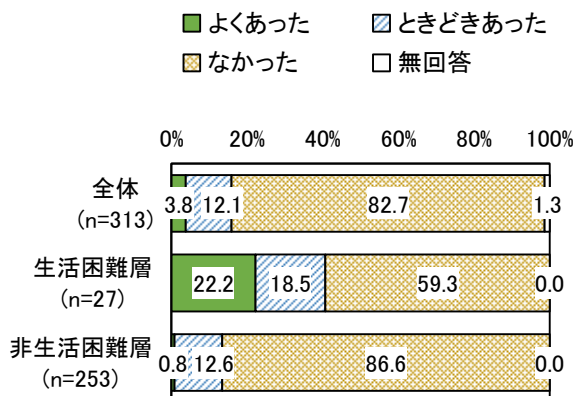
子どもが落ち着いて勉強できる環境について、全体では「ある」が83.7%を占めており、生活困難層と非生活困難層による大きな差はみられません。

○現在の家庭の暮らしの状況

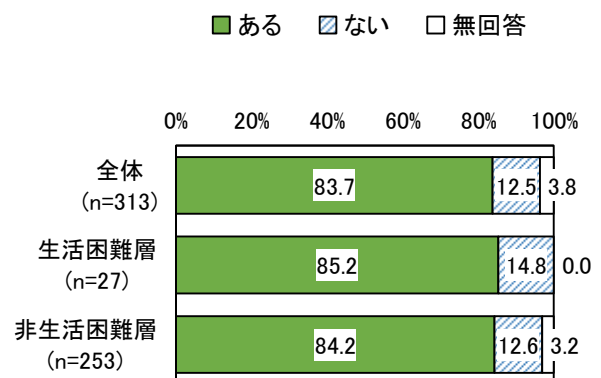


※生活困難層の判定は、埼玉県が平成30年度に実施した「子どもの生活に関する調査」に基づくもの

○食料や衣類が買えないこと



○子どもが落ち着いて勉強できる環境



7 こども・若者の意見

(1) 調査の目的

本調査は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」を策定するにあたって、こども・若者の意見を幅広く聴取し、本町のこども・若者の状況やニーズをよりの確に把握するために実施しました。

(2) 調査の概要

調査の概要は以下のとおりです。

調査の対象	調査方法	調査期間
長瀬町に住む小・中学生	専用のウェブフォーム による回答	令和6年12月18日～令和7年1月17日
15歳から39歳までのこども・若者		令和6年10月1日～令和6年10月31日

(3) 回答数

調査の回答結果は以下のとおりです。

調査の対象	アクセス数	回答数	回答率
長瀬町に住む小・中学生	387件	282件	72.9%
15歳から39歳までのこども・若者	338件	35件	10.4%

■町ホームページによるアンケート調査のお知らせ

長瀬町こども計画策定のため、アンケート調査にご協力ください

新着・お知らせ

更新日：2024年10月1日

『こども・若者』の意見募集

～長瀬町こども計画策定のため、アンケート調査にご協力ください～

当町では、「こどもまんなか社会」の実現に向け、今年度「長瀬町こども計画」を策定するため、こども・若者の意見を募集します。

こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえた実効性のある計画とするため、こどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させたいと考えています。

アンケートは、5分程度で完了しますので、ご協力をお願いいたします。

カテゴリ

募集

新型コロナウイルス情報

新着・お知らせ

タグ

#フォトコンテスト #SNS #受験

#試験 #募集 #採用 #職員

#令和7年度 #令和6年度

#就業体験 #インターン

#パートナーシップ #令和6年

#物産展 #商品券

#長瀬町郷土資料館 #旧新井家

#長瀬町 #長瀬 #タグ

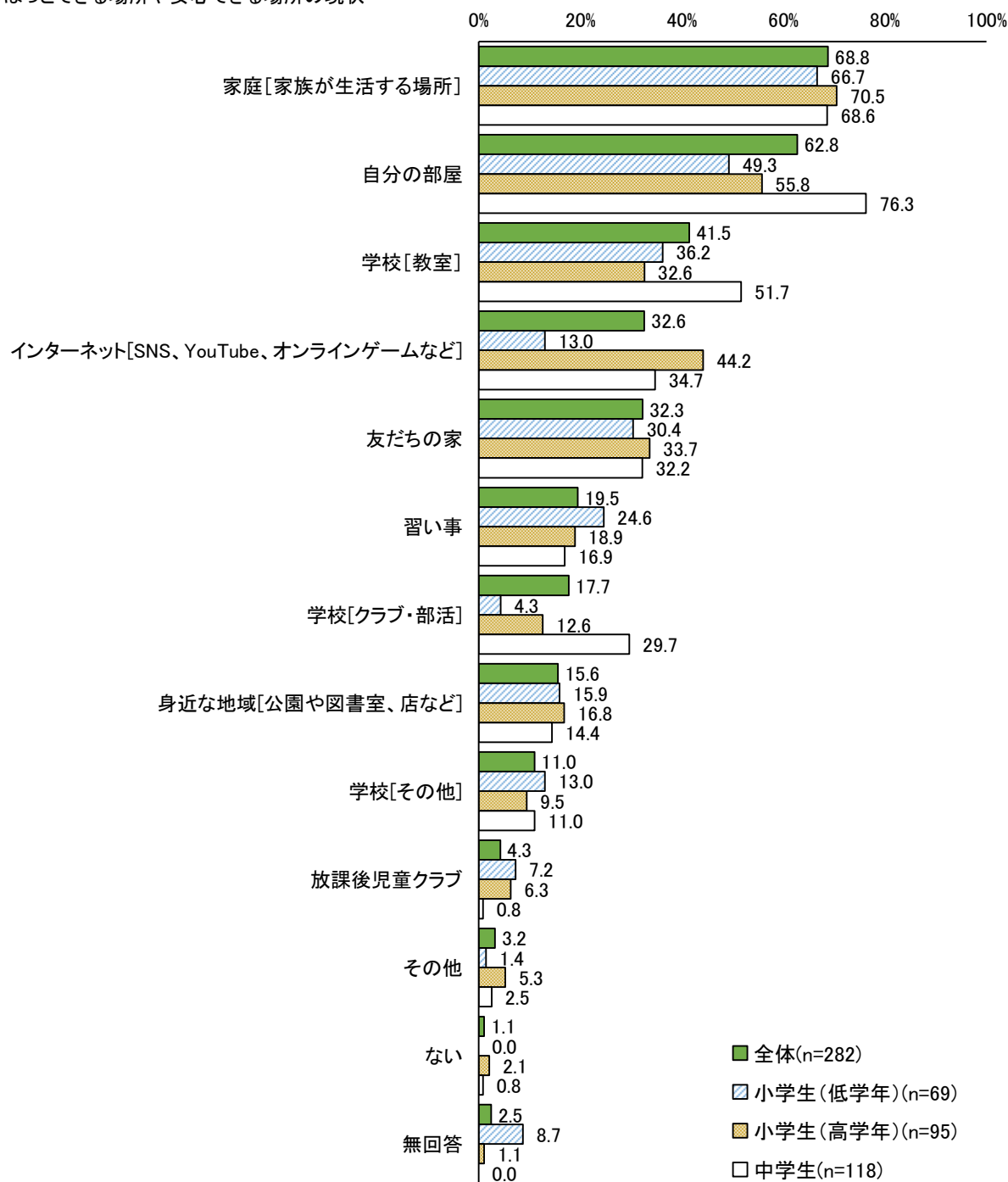
(4) 調査結果概要（小・中学生）

1) ほっとできる場所や安心できる場所の現状

小・中学生のほっとできる場所や安心できる場所の現状は、「家庭」が68.8%で最も多く、次いで「自分の部屋」が62.8%となっています。

学年が高いほど「自分の部屋」が多く、中学生では76.3%を占めています。また、中学生は「学校〔教室・クラブ・部活〕」が小学生より多くなっています。

○ほっとできる場所や安心できる場所の現状

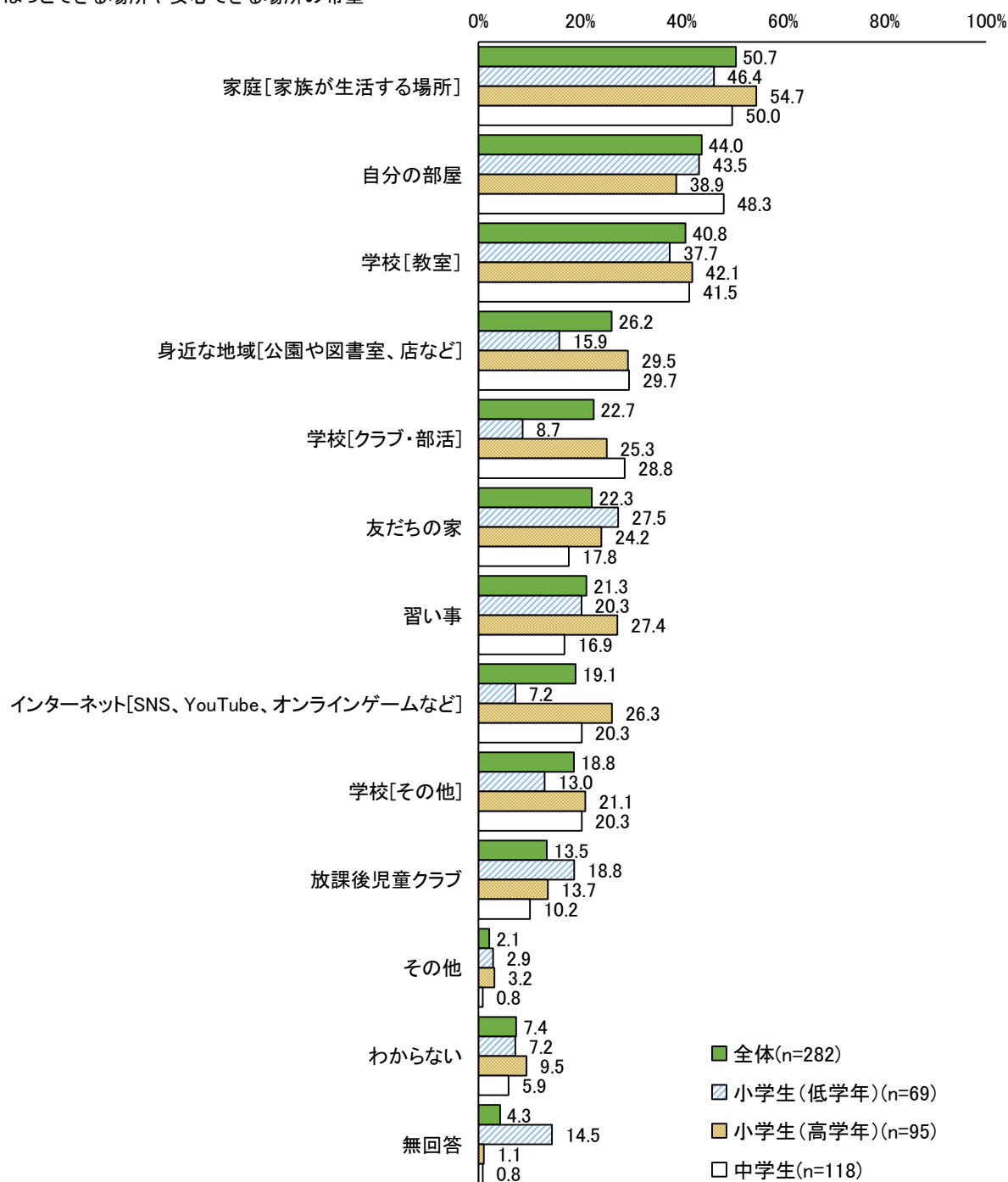


2) ほっとできる場所や安心できる場所の希望

小・中学生のほっとできる場所や安心できる場所の希望は、「家庭」が50.7%で最も多く、次いで「自分の部屋」が44.0%となっており、現状と概ね同様の傾向がみられます。

「身近な地域」は、現状では15.6%でしたが、希望は26.2%で、特に小学生（高学年）と中学生で多くなっています。また、「放課後児童クラブ」も同様に現状の4.8%に対して、希望が13.5%で多くなっており、ほっとできる場所や安心できる場所にしたいという意向の強さがうかがえます。

○ほっとできる場所や安心できる場所の希望

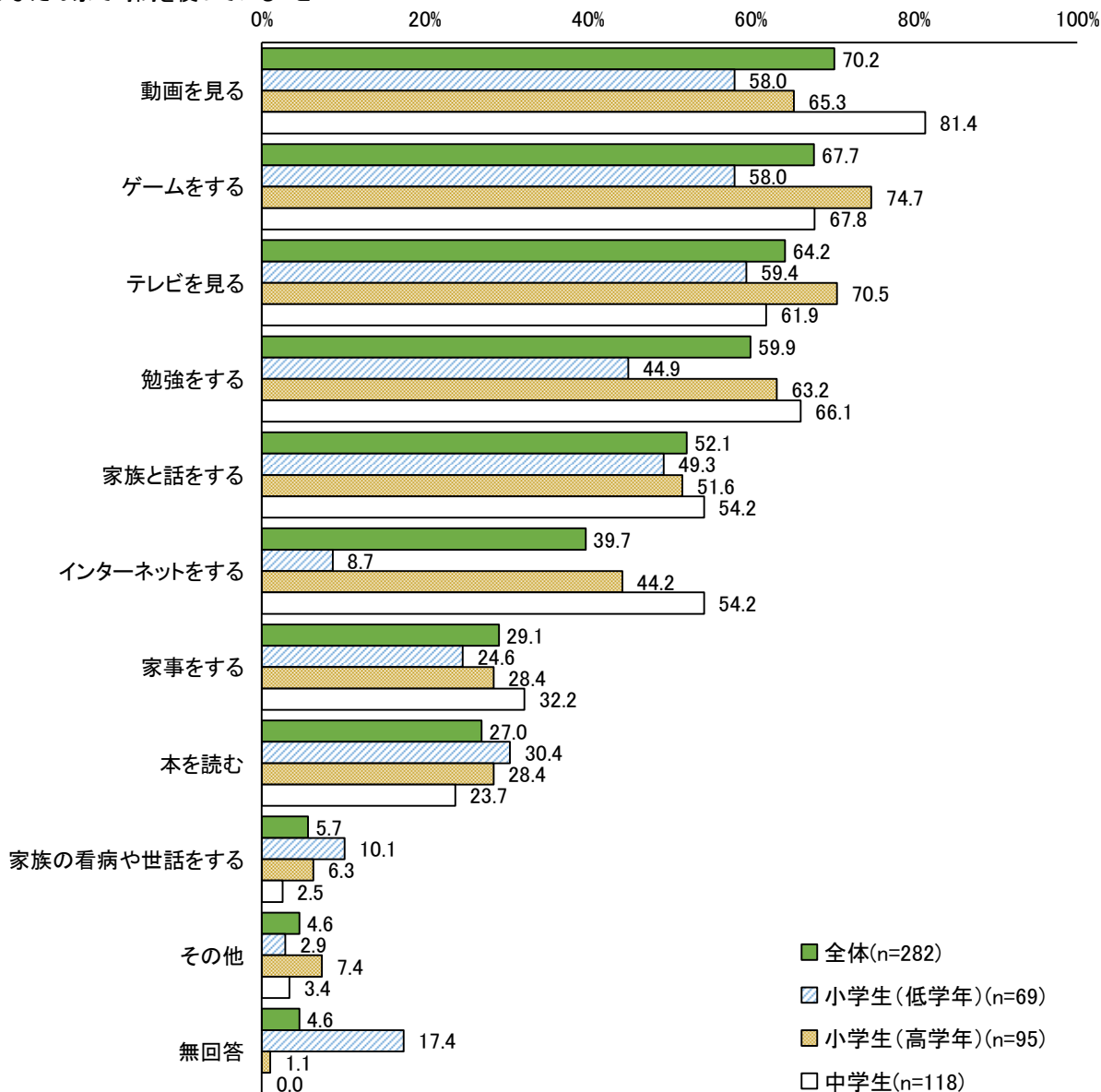


3) ふだん家で時間を使っていること

小・中学生がふだん家で時間を使っていることは、「動画を見る」が70.2%で最も多くなっています。以下「ゲームをする」が67.7%、「テレビを見る」が64.2%、「勉強をする」が59.9%などとなっており、多様なメディアとの関わりが強いことがうかがえます。

なお、学年が高くなるほど多くなっていることは、「動画を見る」、「勉強をする」、「家族と話をする」、「インターネットをする」、「家事をする」となっています。一方、学年が高くなるほど少なくなっていることは、「本を読む」と「家族の看病や世話をする」となっています。

○ふだん家で時間を使っていること

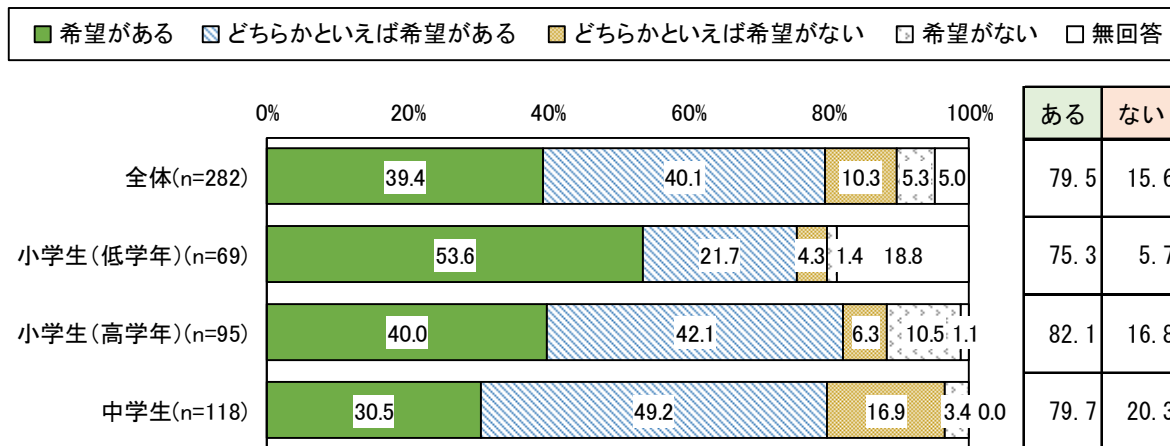


4) 自分の将来への明るい希望の有無

自分の将来への明るい希望の有無は、『ある』が79.5%、『ない』が15.6%となっています。

小学生（低学年）では「希望がある」が53.6%を占めており、『ない』は5.7%にとどまっています。一方、学年が高くなるほど「希望がある」が減少し、『ない』が多くなっています。

○自分の将来への明るい希望の有無

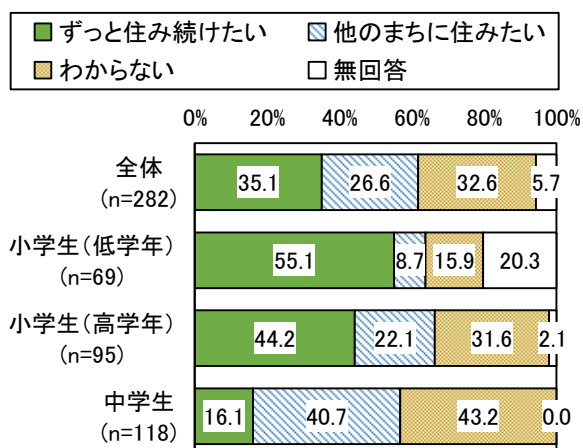


5) 町への定住意向

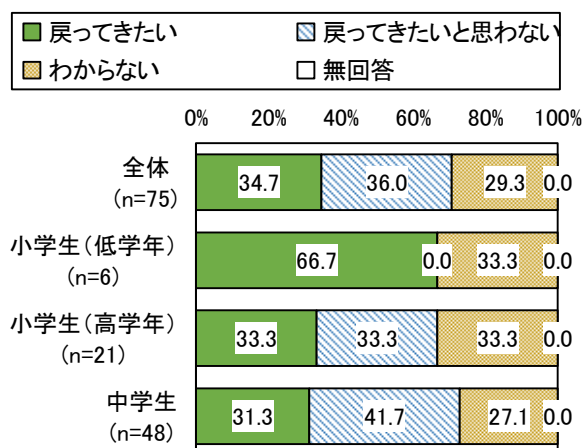
今後も長瀬町に住み続けたいと思うかについて、「ずっと住み続けたい」が35.1%で最も多くなっており、小学生（低学年）では55.1%を占めています。一方、学年が高くなるほど「ずっと住み続けたい」が減少し、「他のまちに住みたい」と「わからない」が増加しています。

「他のまちに住みたい」と回答した場合のUターンの意向については、「戻ってきたいと思わない」が36.0%で最も多く、中学生では41.7%となっています。

○今後も長瀬町に住み続けたいと思うか



○将来長瀬町に戻ってきたいと思うか

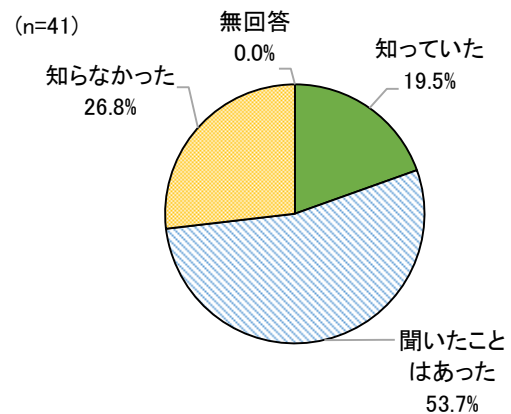


(5) 調査結果概要（こども・若者：15～39歳）

1) こども基本法の認知度

こども基本法の認知度について、「聞いたことはあった」が53.7%で最も多く、以下「知らなかった」が26.8%、「知っていた」が19.5%となっています。

○こども基本法の認知度

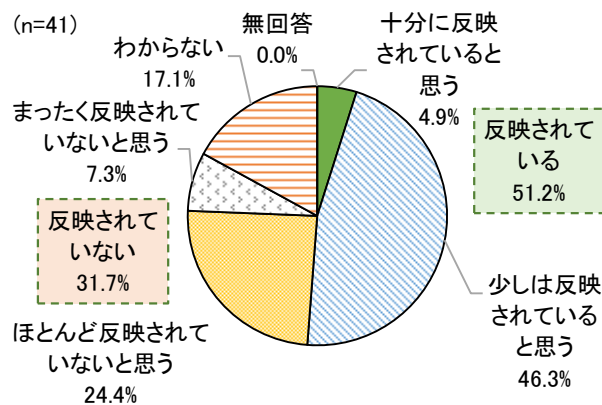


2) こども・若者の意見反映

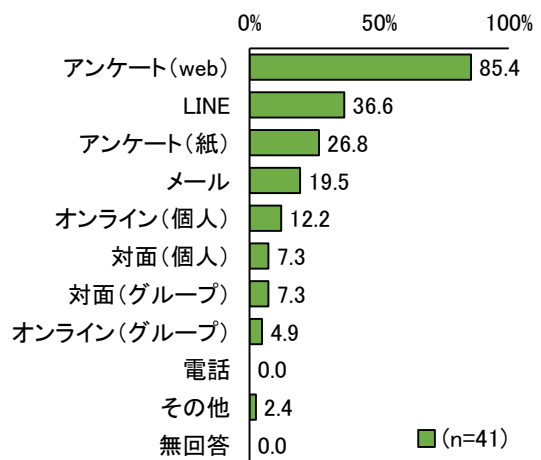
こども・若者の意見反映について、『反映されている』が最も多く、51.2%を占めていますが、『反映されていない』が31.7%、「わからない」が17.1%となっています。

長瀬町に意見や要望等を伝えやすい方法としては、「アンケート（web）」が85.4%で突出して多くなっています。以下「LINE」が36.6%、「アンケート（紙）」が26.8%、「メール」が19.5%などとなっており、アンケートやインターネットを活用した方法が伝えやすいとされています。

○こども・若者の意見がまちづくりに反映されているか



○長瀬町に意見や要望等を伝えやすい方法

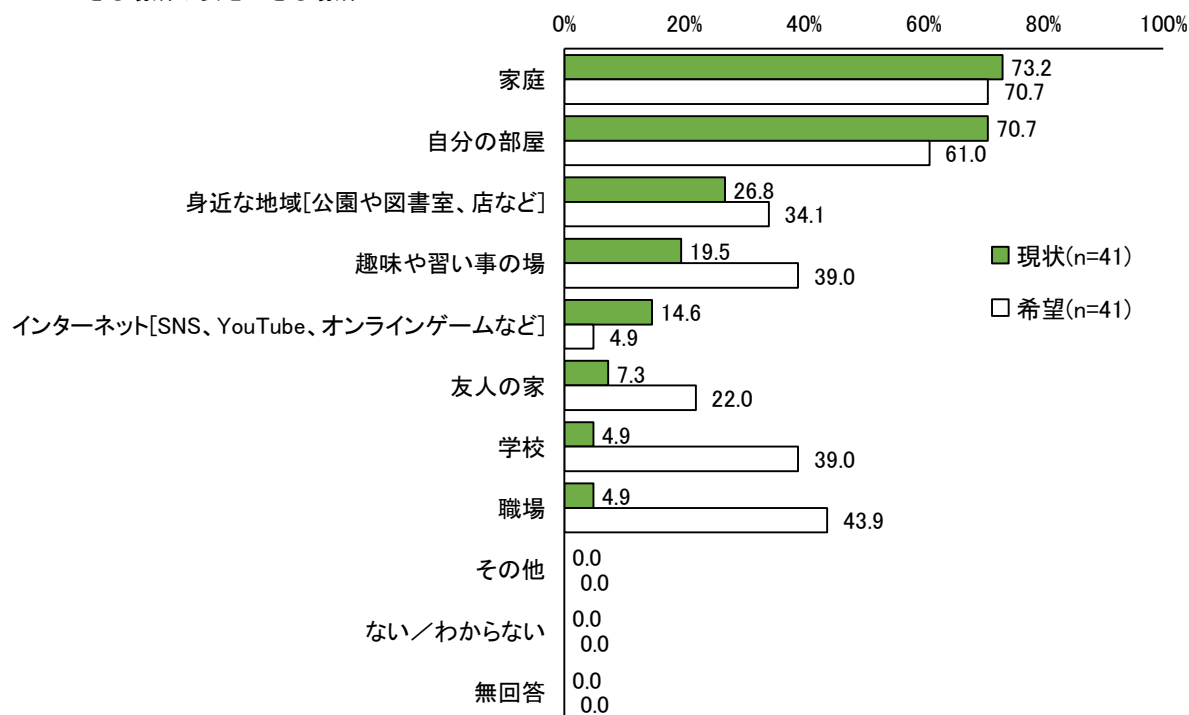


3) ほっとできる場所や安心できる場所

ほっとできる場所や安心できる場所の現状は、「家庭」が73.2%で最も多く、次いで「自分の部屋」が70.7%となっており、小・中学生と同様の傾向がみられます。また、希望としても「家庭」と「自分の部屋」が多く、いずれも過半数を占めています。

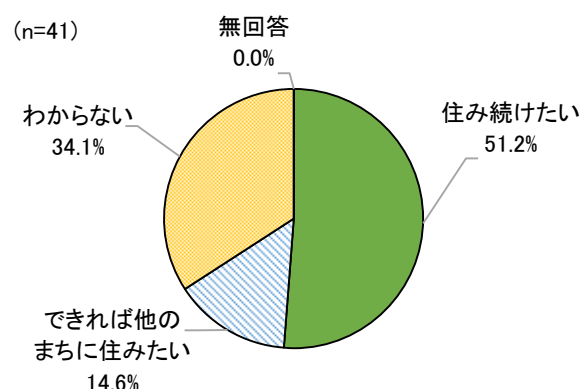
「身近な地域」、「趣味や習い事の間」、「友人の家」、「学校」、「職場」は、いずれも現状を上回る希望があり、特に多くの時間を過ごすことが想定される「学校」や「職場」をほっとできる場所や安心できる場所にしたいという意向の強さがうかがえます。

○ほっとできる場所や安心できる場所



4) 町への定住意向

今後も長瀬町に住み続けたいと思うかについて、「住み続けたい」が51.2%で最も多く、以下「わからない」が34.1%、「できれば他のまちに住みたい」が14.6%となっており、中学生より定住意向が強いことがうかがえます。

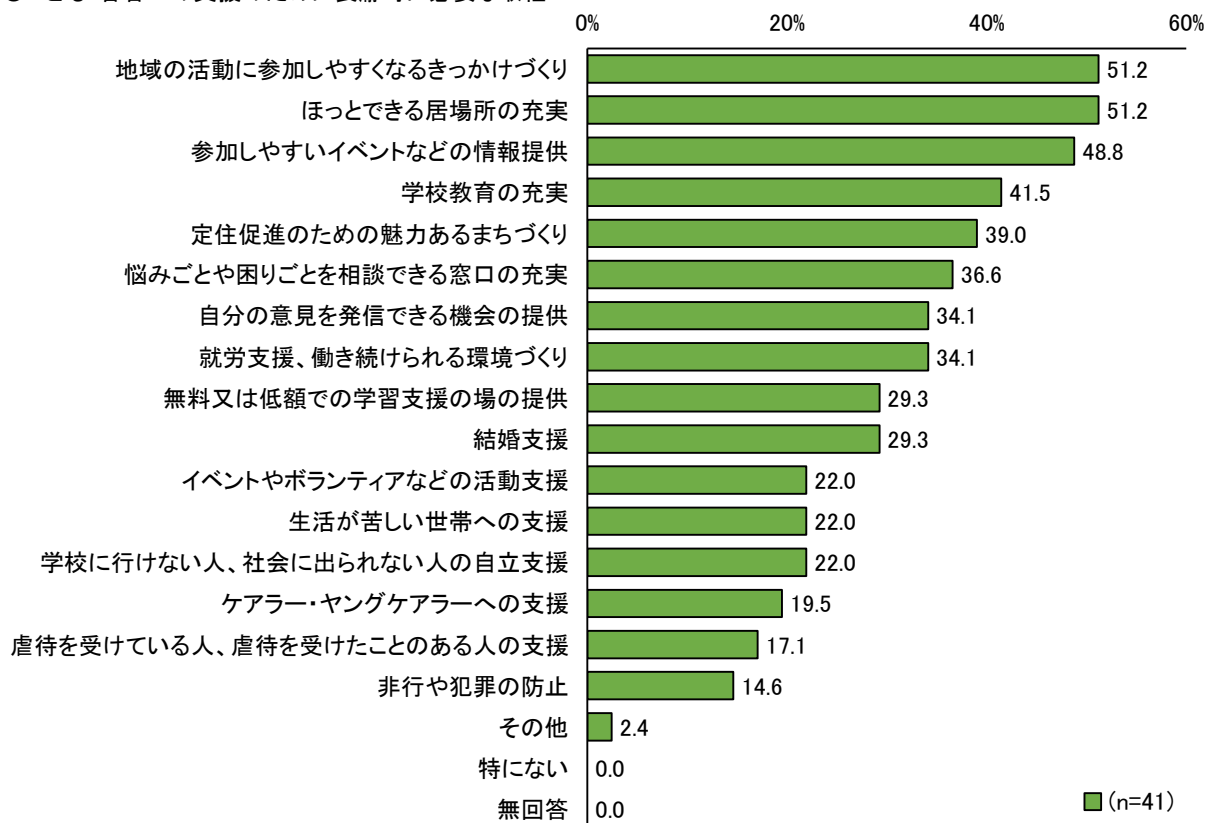


5) こども・若者への支援のために長瀬町に必要な取組

こども・若者への支援のために長瀬町に必要な取組は、「地域の活動に参加しやすくなるきっかけづくり」と「ほっとできる居場所の充実」が51.2%で最も多くなっており、地域における居場所の充実が重要視されています。

以下「参加しやすいイベントなどの情報提供」が48.8%、「学校教育の充実」が41.5%、「定住促進のための魅力あるまちづくり」が39.0%などとなっており、多様な取組が必要とされていることがうかがえます。

○こども・若者への支援のために長瀬町に必要な取組



◆長瀬町子育て応援フェスタ

8 本町の現状からみる課題

(1) こども・若者への支援

本町では、こども・若者が安心して過ごせる居場所として、家庭や自分の部屋が中心となっている一方で、地域との繋がりを求める声も上がっています。特に、中学生は学校を居場所として重視する傾向が見られます。

将来への希望については、小学生は高い割合で希望を持っていますが、学年が上がるにつれて減少していく傾向にあります。また、小学生のうちには町への定住意向が高いものの、学年が上がるにつれて他の地域への関心が高まっています。

こども・若者の意見反映については、仕組みはあるものの、十分ではないと感じる若者が多くなっています。

これらの現状から、こども・若者の居場所づくりや活動参加のきっかけづくり、情報提供などが重要な支援ニーズとして挙げられます。また、こども・若者が意見を表明しやすい機会を増やし、地域づくりに参加できるような仕組みづくりが求められています。

(2) 子育て家庭への支援

子育て家庭からは、気軽に相談できる人が身近にいる一方で、専門家への相談ニーズも存在しています。

教育・保育については、保育所や認定こども園の利用希望が多く、一時預かりサービスについても、私用やリフレッシュ目的での利用ニーズが増加しています。

経済状況については、生活困難層で経済的な課題を抱える家庭が多くなっています。また、地域住民との日常的な関わりを求める声や、育児休業取得率が上昇傾向にある一方で、父親の取得はまだ低いという現状もあります。

子育ての悩みとしては、こどもとの関わり方や、こどもを傷つけることへの不安を感じる保護者が多くなっています。

これらの現状から、経済的・精神的な支援の充実、相談体制の強化、多様な教育・保育ニーズへの対応、地域住民による見守り活動の推進などが課題として挙げられます。

(3) こども・若者を支える地域づくり

本町では、地域住民による子育て支援は行われているものの、こども・若者が安心して過ごせる居場所づくりや地域活動への参加を促す働きかけ、必要な情報が届きやすい仕組みづくりが求められています。

これらの現状から、地域全体で子育てを支える体制づくり、多世代交流や地域交流の促進、地域コミュニティの活性化などが課題として挙げられます。

第3章 計画の基本的な考え方

-
- 1 計画の基本理念
 - 2 計画の基本目標
 - 3 施策体系
-

1 計画の基本理念

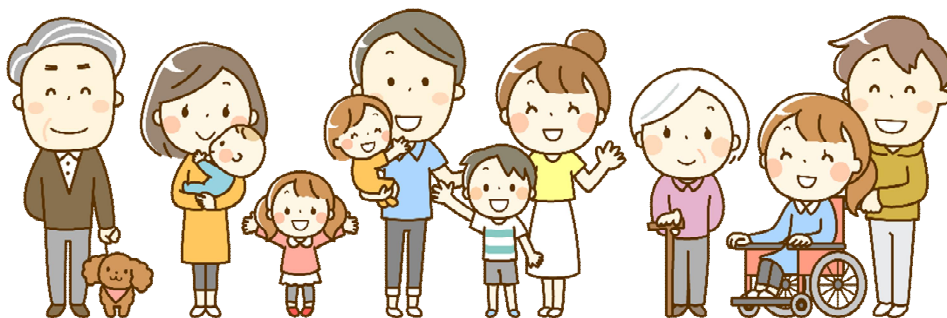
こども基本法は、すべてのこどもの権利を保障し、健やかな成長を社会全体で支援するための法律です。この法律は、すべてのこどもが個人として尊重され、差別なく基本的人権が保障されること、適切な養育、健やかな成長と自立、教育の機会などが等しく保障されることを基本理念としています。また、こどもの年齢や発達に応じて意見表明や社会参加の機会が確保され、その意見は尊重され、常に最善の利益が優先して考慮されるべきであると定められています。

本計画の基本理念は、こども基本法の目的や基本理念等を踏まえ、こども・若者の意見を反映した施策を総合的に推進するため、以下の基本理念を定めます。

こども・若者が安心して夢を描ける地域づくり

地域のつながりが希薄になり、多くの人との関わりの中でこどもが育つ環境が失われてきています。そのため、保護者の孤立感や負担感の増大に加え、こども・若者自身の孤独・孤立も懸念されています。また、少子高齢化や核家族化の進行、経済状況の不安定化など、社会構造の変化により、働く家庭はもとより、子育てをする家庭、さらには若者を含むすべての世代が、様々な悩みや不安を抱えています。

そのため、すべてのこども・若者の希望を叶えることができるように、各家庭や個人の状況やニーズに応じた多様で包括的な支援をしていくことが求められます。



2 計画の基本目標

基本理念の実現のために、以下の基本目標を設定します。

基本理念1 未来を担うこども・若者への支援

こどもの権利条約やこども基本法の普及、ネットリテラシー教育を推進し、こどもが安全に育つ環境づくりを進めます。教育面では、幼保小連携や地域との協力を深め、特色ある教育を充実します。また、いじめや不登校の未然防止、早期対応を強化し、地域ぐるみの支援体制を推進します。さらに、福祉体験やスポーツ・レクリエーション活動、若者の出会いや就労への支援を通じて、多様な機会を提供します。困難を抱えるこども・若者に対しては、虐待防止や貧困対策等を強化し、地域全体で支え合う社会を目指します。

基本理念2 子育て家庭への支援

子育て家庭が安心して子育てできる地域社会を実現するため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備します。また、保育料の無償化や医療費助成、子育て支援金などの制度により、家庭の経済的な負担の軽減に努めます。さらに、保護者のライフスタイルに応じた柔軟な教育・保育サービスの充実を図り、すべての家庭が利用しやすい環境を整備します。

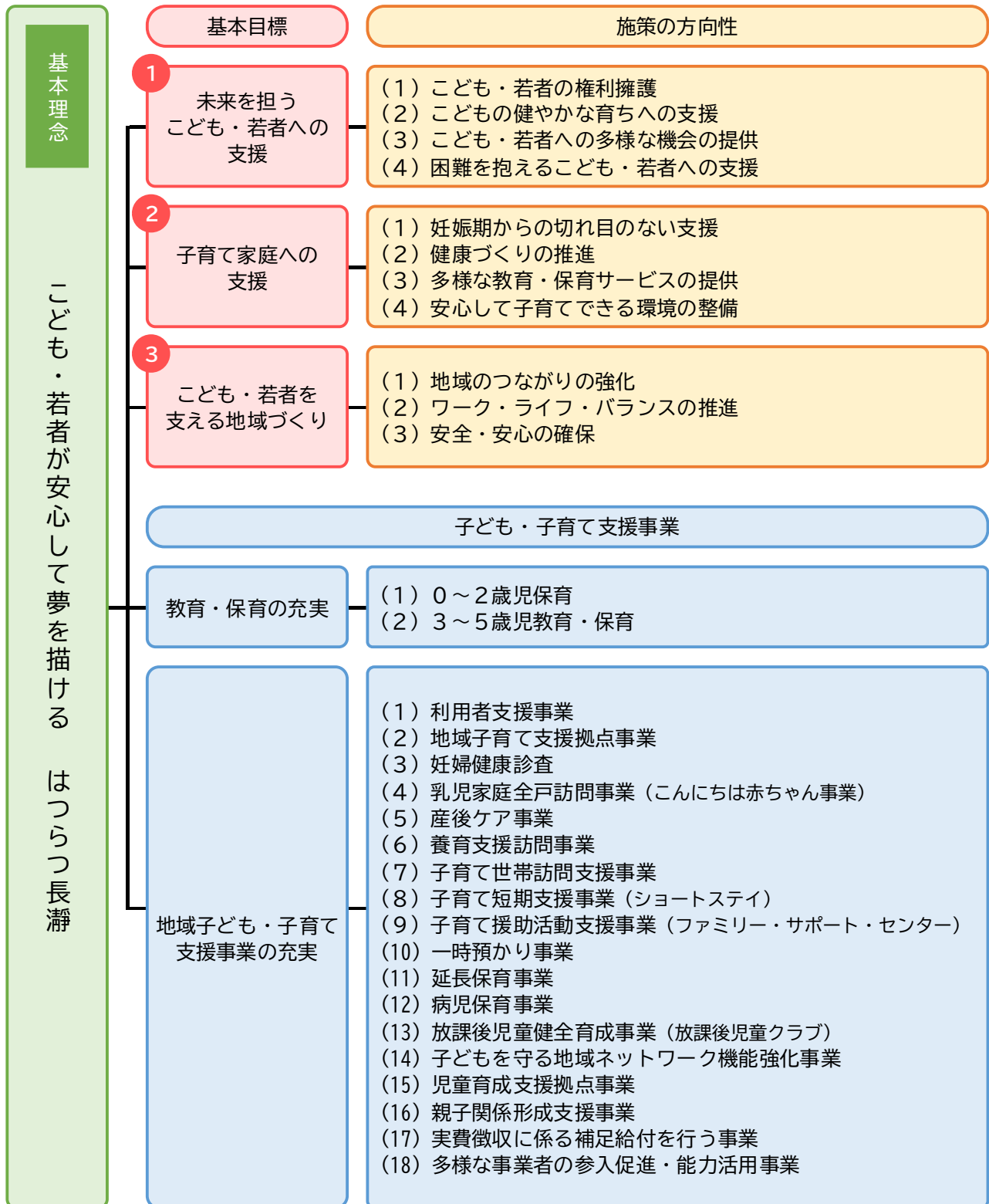
基本理念3 こども・若者を支える地域づくり

地域のつながりを一層強化するため、こども・若者の居場所づくりを推進し、孤立を防ぎ社会性を育む場を提供します。また、地域全体でこどもを見守り、支える体制を強化するとともに、子育て支援ネットワークの強化を図ります。さらに、働き方改革を進め、企業と地域の理解を深めることで、子育てと仕事の両立を支援します。安全・安心の確保に向けては、こども・若者に適した住環境の整備を進めるとともに、地域力を活かした防犯対策や交通安全対策を強化していきます。



◆町のマスコットキャラクターとろにゃんといっしょに

3 施策体系



第4章 施策展開

-
- 基本目標1 未来を担うこども・若者への支援
 - 基本目標2 子育て家庭への支援
 - 基本目標3 こども・若者を支える地域づくり
-

基本目標1 未来を担うこども・若者への支援

(1) こども・若者の権利擁護

1) こどもの権利条約の普及

近年、こどもの権利に対する社会的な関心が高まり、家庭、学校、地域社会が連携した子育て支援の重要性が再認識されています。このような状況を踏まえ、本町では、子育て支援に関わる全ての人々を対象とした研修や家庭教育に関する学習機会の提供を通じて、子どもの権利条約の普及に努めています。

また、こどもたちに対しては、自分を大切にすること、相手を尊重すること、性被害をはじめ暴力や差別などから自分を守ること、そして多様性を認めることに関する学習機会を提供しています。

今後も、こどもの権利が尊重される地域社会の実現を目指し、関係機関と連携しながら、子どもの権利条約の普及・啓発活動を継続的に実施します。また、インターネットやSNSの普及に伴い、こども・若者を取り巻く情報環境が大きく変化していることを踏まえ、情報リテラシー教育やネット安全教育を推進し、こども・若者が安全に情報を活用できる能力を育成します。

No.	施策	施策内容	担当課
1	子育て関係者への研修会	○埼玉県で開催する研修に積極的に参加するとともに、専門職を講師に招き、町でも「支援者研修会」を実施します。	健康こども課
2	学齢期のこどもたちへの講演会	○こどもたちを対象に、自分を大切にすること、相手を尊重すること、性被害をはじめ暴力や差別などから自分を守ること、そして多様性を認めることについての講演会等を学齢期のこどもたちに毎年実施します。	健康こども課 教育委員会
3	家庭教育学級における講演会	○毎年10月頃実施する就学時健康診断時に、学校給食を中心とした児童の「食育」と小学校入学までに身につけてほしい「3つのめばえ」の2本立てで講演と、子育てに関する講演会を実施します。	教育委員会



◆支援者研修会



◆学齢期のこどもたちへの講演会

2) こども基本法の普及

急速な情報化、グローバル化、そして多様化が進む現代社会において、こども・若者は、SNS等を通じた情報過多や人間関係の希薄化、将来への不安など、様々な課題に直面しています。

このような状況を踏まえ、こども基本法の理念に基づき、こども・若者が安心・安全に自己肯定感を育み、主体的に意見を表明し、社会参画できる場や機会の提供・創出に努めます。

No.	施策	施策内容	担当課
4	【新規】 こども・若者の意見の尊重	○こども・若者が、安心して意見を述べる場や機会を提供・創出します。	企画財政課

(2) こどもの健やかな育ちへの支援

1) 幼保・学校の連携

幼児期の学びと小学校以降の学びが連続性を持つよう、情報共有や意見交換を積極的に行うことは、こどもたちが生涯にわたって学び続ける基盤を築く上で、非常に重要です。

本町では、幼稚園・保育園・学校連絡協議会を定期的に開催し、町内の幼稚園型認定こども園、保育園、学校が連携して、こどもたちの教育・保育の質の向上に取り組んでいます。

今後も、幼稚園・保育園・学校連絡協議会を開催し、連携を図るとともに、乳幼児教育の振興等を推進します。

No.	施策	施策内容	担当課
5	幼稚園・保育園・学校連絡協議会の開催	○幼稚園・保育園・学校連絡協議会を開催します。 ○幼稚園型認定こども園、保育園、各学校を訪問し、就学前の園児の様子、入学後の児童生徒の様子を参観することにより幼稚園・保育園から小学校へ円滑に移行できるよう連携を図ります。	教育委員会

2) 特色ある教育の推進

本町では、学校の特徴を活かした活動を通し、地域との連携強化を図りつつ、地域に開かれた学校づくりに努めるとともに、学校運営協議会を設置し、コミュニティスクールとして「地域とともにある学校」づくりを推進しています。

また、保護者、地域住民の協力のもと小・中学校2校に学校応援団を組織し、地域ぐるみの教育活動の充実を図っています。

今後も、学校・家庭・地域の連携・協働による学校教育の充実を図るとともに、多様性を尊重し、誰もが安心して学び、活躍できる地域社会の実現を目指すため、ジェンダーギャップの解消やプレコンセプションケアの啓発を推進します。

No.	施策	施策内容	担当課
6	学校運営協議会の活用	○地域とともにある学校づくりを目指して、豊かな自然を活用した郷土学習の実施や地域住民の方による登下校の見守りなど、地域活動の推進を図っていきます。	教育委員会
7	学校応援団など地域の人材を活用した教育活動	○学習支援、安心・安全、環境整備などの分野で、学校応援団を活用します。 ○学校応援団コーディネーターを中心に各分野での活動をとおして、広く募集活動を行いつつ個別に勧誘し、新たな人材確保につなげていきます。	教育委員会
8	【新規】 プレコンセプションケアの啓発	○母子保健に関する正しい知識（妊娠・出産、避妊や不妊、人工妊娠中絶、性感染症など）の啓発を行います。	健康こども課

3) いじめ・不登校への取組の強化

近年、いじめや不登校は、その形態が多様化・複雑化し、深刻な社会問題となっています。

本町では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、いじめ・不登校の未然防止、早期発見・早期対応に取り組んでいます。

中学校には「さわやか相談室」を設置し、ケースに応じて適切な指導・支援ができるよう努めています。

今後も、いじめや不登校のない、すべてのこどもが安心して通うことができる学校づくりを推進します。また、いじめ・不登校の未然防止、早期発見・早期対応に向けた教育相談事業を推進するとともに、一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図り、誰一人、取り残さない学びの保障に向けた学校教育の充実に努めます。

No.	施策	施策内容	担当課
9	いじめ・不登校対策事業の充実	○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、いじめ・不登校の未然防止、早期発見、早期対応に取り組めます。 ○小学校に「スペシャルサポートルーム」を設置・運営します。 ○中学校に「さわやか相談員室」を設置・運営します。 ○不登校の児童生徒に対し、さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが一人ひとりの状況に応じた支援を行います。	教育委員会

4) 特別支援教育の推進

特別支援教育の対象となるこどもやその家庭の支援ニーズは多様化・複雑化しています。

本町では、就学支援委員会を基盤として、学校・福祉・教育委員会が連携し、就学前から卒業まで、切れ目のない支援体制の充実を図っています。

今後も、就学支援委員会の開催等により、学校・福祉・教育委員会のほか、医療機関や専門職等との連携を強化し、多職種連携による支援体制の充実を図ります。また、個々の状況やニーズに応じた適切な教育や支援を受けることができるよう、各学校における特別支援教育や交流教育等の推進に加え、インクルーシブ教育の視点を取り入れた教育活動を推進します。

No.	施策	施策内容	担当課
10	特別支援教育の推進	○就学支援の充実を図るため、就学支援委員会を開催します。 ○特別支援教育支援員を各学校に配置し、個々に応じた対応に取り組めます。	教育委員会
11	【新規】インクルーシブ教育の推進	○障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための環境を整備し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場を充実します。	教育委員会

5) 教育・保育施設の整備

本町では、少子高齢化や核家族化の進行に伴い、こどもたちの育ちを地域全体で支える必要性が高まっています。また、多様化する保育ニーズに対応するため、認定こども園や保育園の役割はますます重要になっています。

このような状況を踏まえ、こどもの生活の場である幼稚園型認定こども園や保育園の充実及び安全対策の徹底を図るため、適切な施設・設備の整備・維持管理を支援します。

No.	施策	施策内容	担当課
12	教育・保育所施設の整備促進（維持管理）	○安全対策の徹底を図るとともに、教育・保育施設の維持管理を適正に管理していきます。	健康こども課

(3) こども・若者への多様な機会の提供

1) 体験・交流活動の促進

こどもの時期の多様な体験は、豊かな人間性を育み、社会性を身につける上で不可欠です。特に、福祉体験プログラムは、他者への共感性や思いやりの心を育み、多様性を尊重する心を養う上で、非常に重要な役割を果たします。

本町では、こどもが主体的に学び、社会参加への意識を高めることができるよう、様々な事業に福祉体験プログラムを積極的に取り入れるとともに、指導者育成も行っています。

今後も、社会福祉協議会や学校等との連携を図り、福祉体験の場を確保します。

No.	施策	施策内容	担当課
13	福祉体験プログラムの推進	○学校と連携を図り、認知症の勉強会を開催します。 ○地域の方がこどもに昔の遊びや体験等を教える事業を実施します。（社会福祉協議会事業）	福祉介護課



◆小学生認知症講座

2) 子育て支援拠点における体験や交流の充実

本町では、地域子育て支援拠点である「多世代ふれ愛ベース長瀬」において、子育て世代の交流促進、育児相談、情報提供など、多岐にわたる子育て支援事業を実施しています。また、地域の方との交流事業や地域の方を講師に招いて講座を行うなど、地域住民との交流を実施しています。さらに、子育てコンシェルジュや子育て支援員が常駐し、専門的な知識や経験に基づいた相談対応や情報提供を行うことで、子育て世代が安心して気軽に利用できる施設を目指しています。

少子化が進行する一方で、利用者数は減少することなく、町内や近隣市町からの参加も増えています。これは、本町の子育て支援拠点が、地域の子育て世代にとって必要不可欠なものとなっていることを示しています。

今後も、子育て支援事業の充実を図るとともに、子育てボランティア等の参加を促進し、地域全体で子育てを支える体制を強化します。

No.	施策	施策内容	担当課
14	遊びや体験の支援	○情報提供や相談活動を行うとともに、保護者同士の交流やこどもの遊びを支援します。 ○子育て支援拠点ならではの事業を実施するとともに、運動や工作、リズム遊びなど子育て支援事業を推進します。	健康こども課
15	多世代ふれ愛ベース長瀬の活用	○子育て支援拠点として、子ども・子育て支援事業を実施します。 ○地域住民の利用や世代間交流など、多様な事業展開に努めます。 ○広報紙、子育てアプリ、フェイスブック等に掲載し、気軽に遊べる場所として周知します。	健康こども課

3) スポーツ・レクリエーション活動の振興

近年、こどものスポーツ・レクリエーション活動を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化、価値観の多様化などにより大きく変化しています。

学校部活動においては、教員の働き方改革や指導者の専門性確保の観点から、地域連携・地域クラブ活動への移行が進められています。しかし、地域における受け皿の不足や指導者確保の難しさ、費用負担の問題など、移行には多くの課題が存在します。

本町では少子化の影響で、青少年育成会やスポーツ少年団などの地域スポーツクラブの加入者減少や指導者不足が深刻化しており、学校部活動の地域移行を含め、こどもが多様なスポーツ・レクリエーションに触れる機会を確保することが課題となっています。

今後も、こどもが主体的にスポーツ・レクリエーション活動に参加し、心身ともに健やかに成長できる環境づくりを目指します。

No.	施策	施策内容	担当課
16	スポーツ教室やスポーツ大会などの情報提供	○こどもの体力向上に向け、各種スポーツ少年団と連携してスポーツ教室を実施するとともに、スポーツ大会への参加を促進します。 ○スポーツ少年団に所属しないこどもに対して、スポーツ推進委員によるスポーツ教室を実施します。	教育委員会

4) 若者の出会い・就労支援の充実

近年、若者のライフスタイルや価値観は多様化し、結婚や就労に対する考え方も変化しています。また、本町では、若者の人口減少や都市部への流出が進み、出会いの機会や就労支援の必要性が高まっています。

このような状況を踏まえ、若者が希望するライフプランを実現できるよう、出会い・結婚支援と就労支援の一体的な推進に努めます。

No.	施策	施策内容	担当課
17	【新規】結婚支援の推進	○結婚新生活支援事業として、婚姻に伴う住居費用や引っ越し費用等の助成を行うことで、新婚世帯の経済的負担を軽減し、少子化対策の強化を図ります。	健康こども課
18	【新規】若者の出会い支援、婚活事業の推進	○若者が参加しやすい出会いの機会をつくるため、長瀬町社会福祉協議会と連携するとともに、共同作業、共通体験活動を通じたイベントの開催などを進めます。	健康こども課 社会福祉協議会
19	【新規】SAITAMA 出会いサポートセンターとの連携	○結婚を誠実に希望する独身男女に出会いの機会を提供する埼玉県公的な結婚支援サービスであるSAITAMA出会いサポートセンターの運営協議会会員として、埼玉県と一体となって事業等を展開します。	健康こども課
20	【新規】若者の就労支援	○秩父広域や、町単独での企業面接会を実施し、役場庁舎内に求人パンフレット等を配置することで、積極的に若者の就労支援、企業支援等を行います。	産業観光課



◆多世代ふれ愛ベース長瀬

(4) 困難を抱えるこども・若者への支援

1) 児童虐待の防止

近年、児童虐待は深刻化の一途をたどり、その件数は増加傾向にあります。虐待の種類も多様化し、心理的虐待やネグレクトなど、表面化しにくい虐待も増えています。また、新型コロナウイルス感染症の影響による社会不安や経済状況の悪化などが、虐待のリスクを高めている可能性も指摘されています。

本町では、児童虐待防止を根底に置き、地域子育て支援拠点（多世代ふれ愛ベース長瀬）を気軽に利用できるよう、開かれた施設にするとともに、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業を実施する中で、孤立感や育児不安等について相談することができる環境づくりを行っています。また、長瀬町要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）を開催し、虐待を受けたこどもや保護を要するこどもに対する定期的な情報交換及び援助方法の検討等を行い、関係機関との連携強化を図り、状況確認や家庭訪問を実施しています。虐待の通告等があった場合は、48時間以内に児童の安否を確認し、必要に応じて児童相談所等と連携しながら、児童の保護を行っています。

今後も、児童虐待を未然に防止するために、子育て家庭の支援を強化し、孤立防止のために事業を実施するとともに、早期発見のため関係機関との連携を図り、研修等を実施することにより、専門性のある者から指導・助言を受けるなど、要対協の充実を図ります。

No.	施策	施策内容	担当課
21	関係機関との連携強化による発生予防と早期発見、早期対応	○幼・保・小・中学校と情報を共有し、関係機関と連携を図ることで児童虐待の早期発見、早期対応を図ります。 ○保健師や子育てコンシェルジュ、要対協調整職員等が定期的に会議を行い、情報提供や共有を行い、臨床心理士や子育てスーパーバイザーによる指導・助言を受け、それぞれのケースの対応策を話し合うとともに、要対協に上げるか否かの協議も行います。	健康こども課
22	要保護児童対策地域協議会の充実	○代表者、実務者委員により構成された定例会議開催しています。その外に必要なに応じて関係機関が参加するケース検討会議を随時開催します。	健康こども課
23	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の取組	○児童虐待防止のため、「笑顔広がる 心つなぐ講座」と題して、孤立を防止するため様々な視点から4本の講座を実施します。 ○子育て中の父親（スキンシップ講座）、共働きの親を対象に事業を実施します。	健康こども課

2) 障がいのあるこども・若者への支援

障がいのあるこども・若者のニーズは多様化・複雑化しており、医療・福祉・教育など、多岐にわたる分野の連携が不可欠となっています。また、インクルーシブ教育の推進や、卒業後の就労・生活支援など、生涯を見据えた支援の重要性が高まっています。

本町では、障がい者相談支援事業所、医療機関、教育機関などと連携を取りながら、ケアマネジメント体制の充実を図っています。

今後も、障がいのあるこども・若者が必要とするサービス利用等について、医療的ケア児を含めたケアマネジメント機能の充実を図りながら、生活の質の向上を支援するとともに、障がいのあるこども・若者が地域で安心して自分らしく暮らせる社会の実現を目指します。

No.	施策	施策内容	担当課
24	ケアマネジメント体制の充実	○関係機関と連携し、個別のケースに応じたサービスを提供することで、生活に質の向上を図ります。	福祉介護課
25	障がい児療育事業の推進	○支援が必要な児童やその保護者が安心して事業を利用できるよう、関係機関との連携を進めます。	健康こども課
26	障がい児保育の実施	○保育園における障がい児保育を実施するとともに、受け入れ体制の充実に努めます。	健康こども課
27	医療的ケア児・者への支援促進	○医療的ケア児・者や家族に対する支援体制を整備するため、医療機関を始め、保健・医療・福祉・教育関係機関等との連携強化に努めます。	健康こども課

3) ひとり親家庭への支援

近年、ひとり親家庭は増加傾向にあり、経済的な困窮や孤立、子育ての負担など、様々な課題に直面しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用の不安定化や収入の減少などが深刻化し、ひとり親家庭の生活は一層厳しい状況となっています。

本町では、ひとり親家庭の子育てを支援するため、福祉サービスの充実を図るとともに、経済的な支援、就労支援、養育費に関する相談などに随時応じています。

今後も、民生委員・児童委員等との連携・協働により生活実態を把握し、ひとり親家庭の状況やニーズに合わせた支援の充実に努めます。

No.	施策	施策内容	担当課
28	ひとり親家庭への支援の充実	○関係機関と連携し、ひとり親家庭の実態の把握、福祉サービスの提供を行い、児童の健全な発達、保護者への支援を行います。	健康こども課
29	ひとり親医療費の支給	○ひとり親家庭に対し医療の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。	町民課

4) ヤングケアラーへの支援

埼玉県では、全国に先駆けて「埼玉県ケアラー支援条例」を制定し、ヤングケアラーや若者ケアラーを含む全てのケアラーが、個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、社会全体で支えることを基本理念としています。

本町では、埼玉県や関係機関等と連携を図りながら、すべてのケアラーが安心して自分らしく暮らせる地域社会の実現を目指します。

No.	施策	施策内容	担当課
30	ヤングケアラーへの支援	○埼玉県の「埼玉県ケアラー支援条例」の基本理念を踏まえ、ヤングケアラーや18歳からおおむね30歳代までの若者ケアラーを含めたすべてのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように、埼玉県や関係機関等と連携を図りながら支援に努めます。	健康こども課 福祉介護課

5) こども・若者の貧困対策

こども・若者の貧困は、単に経済的な困窮にとどまらず、教育格差、健康問題、社会的孤立など、多岐にわたる課題を引き起こしています。また、貧困の連鎖は、将来世代にまで影響を及ぼし、社会全体の活力低下につながる可能性も指摘されています。

このような状況を踏まえ、本町では、こども・若者の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、環境整備と教育の機会均等を図っています。さらに、国、県、民間の企業・団体等と連携・協働して取り組むとともに、町民の幅広い理解と協力を得ることができるよう、積極的な広報・啓発活動等を推進しています。

今後も、すべてのこども・若者が夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、こども・若者の貧困対策を総合的に推進します。

No.	施策	施策内容	担当課
31	こどもの学習支援の推進	○県が実施している生活保護世帯及び生活困窮世帯の児童・生徒を対象の学習支援事業と連携を図ります。	健康こども課
32	生活の安定に向けた支援	○幼・保・小・中学校と情報を共有し、生活困窮生活保護世帯の把握に努め、家庭訪問や社会福祉協議会で作った弁当の配布、衣服の提供等を実施する中で、信頼関係を作り、困ったときに相談してもらえる関係性を構築します。	健康こども課 社会福祉協議会



◆親学講座



◆アートセラピー講座 地域の方と一緒に！

基本目標2 子育て家庭への支援

(1) 妊娠期からの切れ目のない支援

1) ワンストップ拠点の充実

核家族化や地域社会の希薄化が進み、妊娠・出産・子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭が増加しています。そのため、妊娠期からの切れ目のない支援は、安心して出産・子育てを迎えるために不可欠です。

本町では、子育て世代包括支援センターからこども家庭センターへと変換していく中で、妊娠期から子育て期にわたり、保健師、助産師、社会福祉主事などの専門職が連携し、切れ目のない支援を「多世代ふれ愛ベース長瀬」において提供しています。

今後も、出産や子育て不安の解消、交流機会の提供など、積極的な支援を行います。

No.	施策	施策内容	担当課
33	こども家庭センターにおける切れ目のない支援	○こども家庭センターでの妊娠期から子育て期への切れ目のない支援を実施します。 ○子育てアプリ～Enjoy children!～で子育て情報等を提供します。	健康こども課
34	こども家庭センターの充実	○役場庁舎内と、多世代ふれ愛ベース長瀬とを1拠点としたこども家庭センターを設置し、統括支援員を中心に運営をまいります。 ○地域の妊婦や子育て期の親子が気軽に訪れ、コミュニケーションをとることができるよう、施設の充実に努めます。	健康こども課
35	子育て支援事業の充実	○毎週火曜日に事業を実施し、親子ふれあい遊びや絵本の読み聞かせ等、またリフレッシュのためこどもと離れて保護者同士のふれあいの時間等を提供するなど、地域子育て支援拠点ならではの事業を展開します。	健康こども課
36	訪問による子育て家庭の支援	○事業に参加しない家庭や保健師との協議の中で気になる家庭などを要対協調整職員やこども家庭支援員等が訪問し、虐待予防の観点からも事業参加を促すなど、相談体制の周知を図ります。	健康こども課
37	臨床心理士等の子育て相談事業の充実	○月2回、臨床心理士による保護者や幼・保・小・中学校の先生方への相談支援を行います。	健康こども課

2) 子育て・育児相談の充実

本町では、人口減少や地域社会の希薄化が進み、子育て家庭は孤立しやすく、育児不安や悩みを抱えやすい状況にあります。また、情報過多な現代社会では、信頼できる情報を見極めることが難しく、子育てに関する正しい知識を得ることが困難な場合もあります。

本町では、母子の関わり方を学ぶ場や子育ての仲間づくりの場、各種健康診査や育児相談（すくすく相談）を定期的に開催しています。

今後も、すべての乳幼児のカルテを作成し、一貫した母子保健システムの構築の充実を図るほか、乳幼児健康診査や遊びの教室の充実、育児相談の充実を図ります。また、支援が必要な親子に対する相談事業の充実を図り、必要に応じて専門的な相談（理学療法士・言語聴覚士・臨床心理士等）へと繋がります。

No.	施策	施策内容	担当課
38	育児相談（すくすく相談）の充実	○子育て期の保護者の不安解消を図るための相談事業を実施します。	健康こども課
39	遊びの教室（おひさま教室）の充実	○親子の関わり方を学ぶ場、子育ての仲間づくりの場の充実を図ります。	健康こども課
40	養育・療育相談の充実	○支援が必要な親子に対する相談事業の充実を図ります。	健康こども課



ながとろまち 子育てアプリ
Enjoy children!

予防接種も、まるごとおまかせ!
生年月日から予防接種のスケジュールを自動生成します。予防接種の日程も掲載しています。

子育ての記録を保存!
母子手帳の記録を入力したり画像で保存しておくことで万一の時にも安心です。

プッシュ通知で安心!
予防接種の予定日・明の育児に関するイベント情報などがプッシュ通知で届きます。

カンタン＆無料で登録できます
アプリのダウンロードはこちら！ダウンロードも無料です。

Google Play | App Store

ながとろまち 子育てアプリ
パソコンでもスマホでもご利用いただけます。
<https://nagatoro-town.city-hc.jp/>

〒369-1392 埼玉県秩父郡長瀨町大字本町1-1035番地1
長瀨町役場 健康こども課
TEL: 0494-66-3111 (代表)

令和6年度

子育て相談を実施しています!

子育て相談事業についてお知らせします。
この相談は、子ども達が安全安心に過ごすことができるよう、養育者のみなさんを応援するために実施いたします。
専門性をもった臨床心理士が月2回程度来訪し相談をお受けします。
子育ての悩みや不安なこと、また養育者ご自身の悩みなど、どんなことでも結構です。
相談内容について、秘密は必ず守られますのでご安心ください。
ご希望される場合は、下記のところにお問い合わせください。

臨床心理士・公認心理師 **山崎 淑子 先生**
(東京都立学校スクールカウンセラー)

来 訪 日

5 月	8日(水)、15日(水)	11 月	6日(水)、20日(水)
6 月	19日(水)、26日(水)	12 月	4日(水)、18日(水)
7 月	17日(水)、31日(水)	1 月	8日(水)、22日(水)
8 月	7日(水)、28日(水)	2 月	12日(水)、26日(水)
9 月	11日(水)、25日(水)	3 月	12日(水)、19日(水)
10 月	9日(水)、23日(水)		

☆ 相談場所は適宜対応します。
☆ 相談時間は基本、午前10:30～12:00、午後1:00～5:00です。

〈連 絡 先〉 健康こども課 子育て支援担当 坂上 66-3111(内線135)

◆子育てアプリ～Enjoy children!～のチラシ

◆臨床心理士等の子育て相談のチラシ

3) 妊産婦への産前・産後のケアの充実

妊娠中や産後の女性は、心身の変調を来しやすいことから孤立しやすく、育児不安を抱えやすい状況にあります。また、産後うつなどのメンタルヘルスの問題も深刻化しており、産前・産後の継続的なケアは、母子の健康と健やかな育児を支える上で非常に重要です。

本町では、妊産婦健康診査の健診回数を拡充するとともに、母子手帳の発行から妊婦訪問、産後の訪問指導など、妊産婦の健康維持に努めています。

今後も、妊産婦の様々な悩みへの相談に応じ、子育て不安等の解消に努めます。

No.	施策	施策内容	担当課
41	妊産婦健康診査の充実	○妊産婦健康診査を充実し、出産等に対する支援を図ります。	健康こども課
42	妊産婦訪問の充実	○保健師による訪問を実施し、妊娠期、産後も不安解消や健康維持への支援を行います。	健康こども課
43	【新規】妊婦等包括相談支援事業	○妊婦等に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。	健康こども課

4) 訪問指導の充実

新生児期や乳幼児期は、育児に関する不安や疑問が多く、訪問指導によるきめ細やかなサポートが重要です。

本町では、町内全戸の新生児に対して赤ちゃん訪問を行い、必要な家庭には保健所等と連携して継続的な訪問を実施しています。また、離乳食訪問、養育訪問等、必要に応じて継続的な訪問を実施しています。

今後も、医療機関等との連携を強化し、支援が必要な家庭への訪問指導を行います。

No.	施策	施策内容	担当課
44	訪問指導の充実	○医療機関との連携を強化し、訪問による支援が必要な家庭への訪問指導を行います。	健康こども課

5) 不妊・不育治療への支援

晩婚化やライフスタイルの変化に伴い、不妊に悩む夫婦が増加しています。また、不育症についても、認知度が向上し、治療を希望する人が増えています。令和4年4月からは、不妊治療が保険適用となり、経済的な負担は軽減されましたが、依然として高額な医療費がかかる場合や保険適用外の治療を希望する人もいます。また、不妊・不育治療は、身体的・精神的な負担が大きく、夫婦間の協力や、周囲の理解が不可欠です。

本町では、治療費及び検査費の補助、相談及び情報提供を実施しています。

今後も、不妊・不育治療を希望する人が、安心して治療を受けられるよう、支援体制の充実を図ります。

No.	施策	施策内容	担当課
45	不妊・不育治療への支援充実	○不妊症、不育症治療を希望する人への支援体制の充実を図ります。 ○治療費及び検査費の一部助成を実施します。	健康こども課

6) 未熟児養育医療への支援

医療技術の進歩により未熟児の救命率は向上している一方で、医療的ケアを必要とする未熟児は増加しています。また、NICU（新生児集中治療室）の長期入院や退院後の継続的な医療ケアが必要となるケースも増えており、未熟児とその家族に対する支援の重要性が高まっています。

本町では、身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とするこどもに対して、養育医療費の助成や医療機関等と連携した相談支援など、必要な支援を行っています。

今後も、医療機関等と連携し、養育医療の充実を図るとともに、未熟児とその家族が安心して生活できる環境の整備に努めます。

No.	施策	施策内容	担当課
46	未熟児養育医療への支援充実	○医療機関等と連携し、産婦やこどものケアを図ります。 ○養育医療の支給を行い、経済的支援を実施します。	健康こども課



◆プロに学ぶ⑧テクニック講座 だっこdeコンサート



◆プロに学ぶ⑧テクニック講座 歯科講座

(2) 健康づくりの推進

1) 母子の健康づくりの推進

母子保健は、妊娠期から出産、育児期に至るまで、母子の健康と健やかな成長を支える上で、重要な役割を果たします。近年は、核家族化や地域社会の希薄化が進み、子育て家庭は孤立しやすく、育児不安や悩みを抱えやすい状況にあります。また、医療技術の進歩に伴い、医療的ケアを必要とするこどもや、発達に課題のあるこどもなど、多様なニーズに対応した支援が求められています。

本町では、乳幼児健診の実施の際に、対象児保護者に通知を送付し、未受診者に電話をするなど、受診率の向上に努めています。

今後も、母子の健康が確保されるよう、妊娠期から育児期までにわたる切れ目ない支援を提供するため、母子保健事業の推進、母子の健康の増進等に努めます。

No.	施策	施策内容	担当課
47	健康診査の推進	○乳幼児健診として、3～5か月児、9～11か月児、1歳6か月児、3歳2か月児健診を実施します。 ○対象児の保護者宛に通知を郵送し、受診率向上に努めます。 ○未受診者に再度健診の通知を送付します。	健康こども課
48	妊産婦訪問の充実	○町内妊産婦全員に対し、保健師による訪問指導を実施するとともに、妊産婦の不安解消及び健康増進を図ります。	健康こども課
49	ママサロンの充実	○助産師が、母乳相談及び妊娠期から子育て期の保護者の相談を受ける事業として、ママサロンを実施します。 (ちちぶ定住自立圏事業)	健康こども課
50	妊婦への喫煙リスクの教育充実	○妊婦訪問等において喫煙の有無を確認し、必要に応じて喫煙リスクの教育を実施します。	健康こども課
51	小児救急医療の充実	○地域医療と連携した小児医療体制を充実し、小児救急診療の普及を図ります。	健康こども課

2) 食育の推進

近年、こどもの食を取り巻く環境は大きく変化しており、食生活の乱れや食に関する知識不足が深刻化しています。特に、朝食欠食や孤食、偏った栄養摂取は、こどもの成長や健康に悪影響を及ぼすだけでなく、将来的な生活習慣病のリスクを高める可能性もあります。また、共働き家庭の増加や、食文化の多様化により、家庭での食卓の風景も変化しており、食を通じたコミュニケーションや、伝統的な食文化の継承が課題となっています。

本町では、こども及び子育て家庭への食育の観点から、離乳食実習や離乳食訪問、食生活改善推進員協議会主催による親子料理教室、伝統食の講習会等を実施しています。

今後も、食生活は、妊娠期から育児期の健康づくりのために重要であることを踏まえ、適切な食生活の普及・啓発を図るとともに、地域に伝わる食文化の継承と創造に努めます。

No.	施策	施策内容	担当課
52	妊婦・乳幼児とその保護者・児童への食育の推進	○2～5か月児の保護者を対象に、年3回程度離乳食実習を実施します。 ○5～9か月児の保護者を対象に、管理栄養士が栄養訪問時に教材を持参し、可視的にも解りやすいように相談（離乳食訪問）を受け、不安や疑問の解消に努めます。 ○生活習慣病予防と、メンタルヘルスケアも含めた知識や家族に向けて正しい食生活の普及をしていくため、「おやこいきいき教室」事業を実施します。	健康こども課
53	親子料理教室等の充実	○「おやこIKI・IKI教室」として長期休暇を利用し、親子で調理することで、ふれあいの機会を設け、食の大切さを学ぶ料理教室を実施します。	健康こども課
54	郷土料理の発掘・創造	○長瀬町食生活改善推進員協議会との協働により、地域に伝わる食文化の伝承を図るとともに、地域ならではの郷土料理を創造します。	健康こども課
55	人と人をつなぐ学校給食の充実	○毎月食育だよりを発行し、給食の内容を広く周知します。 ○栄養教諭による授業を通して、児童生徒に給食センターの取組や役割を伝えます。 ○長瀬産の野菜を使用し、地域とのつながりを保ちながら、安全安心な給食を提供します。	教育委員会



◆もぐもぐタイム



◆おやこIKI・IKI教室

3) 心の健康づくりの推進

近年、こども・若者の心の健康を取り巻く環境は、多様化・複雑化しており、学童期や思春期における心の健康問題が増加傾向にあります。特に、SNSの普及に伴ういじめや誹謗中傷、ストレス、将来への不安などが、こども・若者の心の健康に悪影響を及ぼしています。また、自殺や引きこもりといった深刻な問題も増加しており、早期発見・早期対応の重要性が高まっています。

本町では、保健所と連携して、健康相談事業を実施しています。

今後も、こども・若者の心の健康支援に努めるとともに、自殺対策や引きこもり支援に関する情報発信や相談体制の充実を図り、こども・若者が健やかに成長できる地域社会の実現を目指します。

No.	施策	施策内容	担当課
56	【新規】 相談支援の充実	○まるごと相談、SOS、こころの相談、自殺対策や引きこもりへの支援などを実施します。	健康こども課
57	関係機関や専門職 と連携した心の健康 相談事業の実施	○保健所等の関係機関との連携や臨床心理士等の専門職と連携したこどもの心の健康の相談事業を実施します。	健康こども課

(3) 多様な教育・保育サービスの提供

1) 多様な保育サービスの充実

核家族化や共働き世帯の増加、働き方の多様化などにより、子育て家庭のニーズは多様化しています。また、保育ニーズも多様化しており、保護者等の就労状況やライフスタイルに合わせた柔軟な保育サービスの提供が求められています。

本町では、保護者等の勤務形態による産休明け、年途中入所の対応について、保育園と連携しながら低年齢児保育の充実を図り、待機児童がないようにしています。また、保育園における一時保育へ補助金を支給し、育児の疲れをリフレッシュすることや、保護者等の疾病等によるこどもの一時的な保育需要に応えるため、事業を実施しています。

今後も、保護者等の就労状況等に対応して、多様な保育サービスの充実を図ります。また、保育園との連携を図りながら、引き続き、待機児童のない状態を維持します。また、乳児等通園支援事業については、国や県、近隣市町村の動向を踏まえながら、令和8年度からの本格実施に向けた検討を進めていきます。

No.	施策	施策内容	担当課
58	低年齢児保育の実施	○保護者が育児休暇を取得することができるよう、事前に相談を受け、保育所と連携を図り、途中入所等の対応を行います。	健康こども課
59	一時保育の実施	○緊急やリフレッシュで預けたい方などに、一時保育を実施します。	健康こども課
60	【新規】乳児等通園支援事業の実施	○幼稚園・保育所等に通っていない0歳6か月から3歳未満のこどもを対象に、保育所や認定こども園等の余裕定員等を活用し、月一定時間までの利用可能枠の中で、親の就労要件を問わず保育を行えるよう準備を進めていきます。	健康こども課

2) 放課後児童クラブの充実

本町では、令和6年度から小学校の統合に伴い、長瀬一小放課後児童クラブ室と長瀬二小放課後児童クラブ室が統合し、2か所の放課後児童クラブ（長瀬一小放課後児童クラブ室・たけのこ学童クラブ）で事業を実施しています。

放課後児童クラブは、児童の健やかな成長を支える重要な役割を担っており、安全で充実した環境づくりが求められます。そのため、指導員に対しては、必要に応じた研修を実施し、児童の発達に応じた適切な支援が行えるよう指導内容の向上に努めています。

今後、共働き家庭や核家族化の進行に伴い、放課後児童クラブ利用希望者の受け入れ体制の整備とサービスの充実を図ります。また、障がいのある児童も安心して利用できるよう支援体制を強化するとともに、指導員の専門的知識の向上を目的とした研修会を継続的に実施し、すべての児童が安心して過ごせる環境を整えていきます。

No.	施策	施策内容	担当課
61	放課後児童クラブの実施	○放課後の児童を預かり、安全で適切な遊びや生活の場を与えることで、児童の健全な育成を図り、働く保護者の仕事と子育ての両立を支援します。	健康こども課
62	指導員の研修支援	○様々な研修への積極的な参加を促し、指導員の質の向上や指導内容の充実を図ります。	健康こども課
63	放課後子供教室との連携	○放課後の家庭のニーズに対応するため、放課後子供教室と放課後児童クラブの併用を可能とします。	健康こども課
		○放課後児童クラブと放課後子ども教室の登録制度を活用し、放課後子供教室で企画するイベントに、放課後児童クラブの児童が参加できるように配慮します。	教育委員会

3) ファミリー・サポート・センターの活用

「秩父ファミリー・サポート・センター」は、ちちぶ定住自立圏において事業を実施しています。本町においても、子育て家庭を支援する重要な仕組みとして、町のホームページに事業内容を掲載し、広くPRを行っています。

今後も、秩父ファミリー・サポート・センターの活用促進に向けて、より多くの方に事業を周知できるよう、広報活動を強化するとともに、利用しやすい環境づくりを進めていきます。

No.	施策	施策内容	担当課
64	ファミリー・サポート・センターのPR	〇ちちぶ定住自立圏で実施しているファミリー・サポート・センター事業のPRを行います。	健康こども課

(4) 安心して子育てできる環境の整備

1) 経済的援助の充実

子育てや教育にかかる経済的負担を軽減するため、3歳から5歳児クラスの全世帯、および住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスの保育園等を利用するこどもたちの保育料は無償化となっています。

本町では、出生から高校卒業（18歳に達した日以降最初の3月31日）までの児童を対象に、こども医療費の助成を行い、保護者の経済的負担を軽減しています。また、出生時には子育て支援として、子育て支援金を支給しています。さらに、令和5年度からは、一層の子育て支援の充実を図るため、「小中学校給食費完全無償化」や、近年の物価高騰などにより生活に影響を受けている長瀬町の次世代を担うこどもを応援するための「はつらつ！こども応援金」などを開始しました。

今後も、経済的援助の重要性を踏まえ、受益者負担の原則を維持しつつ、必要な支援を充実させることで、子育て家庭の負担軽減を図っていきます。



◆おたんじょう会集合写真



◆スキンシップ講座「おとうさんといっしょ」

No.	施策	施策内容	担当課
65	子育て支援金の支給	○子育て家庭の経済的負担の軽減等を図るため、子育て支援金を支給します。（支給条件あり、第1子3万円、第2子5万円、第3子以降10万円）	健康こども課
66	児童手当の支給	○次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、0歳から高校生年代（18歳となった年度の年度末）まで拡充し支給します。	健康こども課
67	こども医療費の支給	○保護者の経済的負担を減らし、こどもの保健の向上と福祉の増進を図ります。	町民課
68	幼児教育・保育の無償化	○令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まっており、制度の周知等を図ります。	健康こども課
69	学校給食費の無償化	○小中学生の学校給食費を無償化しています。	教育委員会
70	はつらつ！こども応援金	○児童・生徒の健全な育成及び新学年の準備費・教材費の費用負担軽減を目的に、小中学生に対して、年1万円（小中学校9年間で総額9万円）を支給します。	教育委員会
71	進学・通学の支援、経済的支援	○高等学校等の就学者に対して、年1万円（高校3年間で3万円）を支給するほか、経済的な理由により就学が困難な方を対象に、育英奨学資金・入学準備金の貸付を行います。 ○大学等卒業後の若年層に対し、奨学金返済の負担軽減を図り、長瀬町への転入・定住を促進することを目的に「大学等奨学金利子支援給付金」を支給します。	教育委員会



◆ママのコーヒータ임 手形スタンプ



◆リズム遊び ぴよぴよ組 骨盤体操

2) 家庭教育の充実

近年、生活習慣の乱れや保護者の子育て不安の増加など、家庭教育を取り巻く環境は大きく変化しています。また、情報過多な社会において、親が適切な情報を選択し、子育てに必要な知識やスキルを習得することが困難になっている現状もあります。

本町では、家庭教育の重要性に鑑み、保護者の子育て教育の研修の機会を作り、家庭教育に関する講演会等を開催しています。また、出生時に子育てを応援するため、絵本の配付（ブックスタート）を行っています。

今後も、家庭教育の重要性はますます高まっていることを踏まえ、保護者が子育てに必要なアドバイスを受けることができる機会の充実に努めます。また、家庭における子育て機能の充実がこどもの成長にとって重要であることから、母子保健事業やPTA活動、地域活動等と連携し、家庭教育の充実を図ります。

No.	施策	施策内容	担当課
72	生活習慣についての啓発活動	○PTA活動や育成会事業を推進するとともに、就学時における教育講演会を実施します。 ○家庭教育事業を推進するため、家庭教育学級の企画を検討します。	教育委員会
73	絵本の支給（ブックスタート）	○本町に生まれたすべての赤ちゃんとその保護者を対象に絵本等を支給します。	健康こども課

3) 父親の子育て参加の推進

共働き世帯の増加や男性の育児参加に対する意識の高まりなどにより、父親の子育て参加の重要性がますます高まっています。しかし、依然として、長時間労働や、男性の育児休業取得率の低さなど、父親が子育てに参加しにくい社会的な課題も残っています。

本町では、父親の子育てへの参加促進を図るため、父親向けの事業を実施しています。

今後も、父親の子育てへの参加促進を図るほか、父親参加型のイベントを企画するなど、子育てへの参加を推進します。

No.	施策	施策内容	担当課
74	父親参加型事業の推進	○子育てに父親も参加し、成長していくこどもとどう関わっていけば良いか、どんなふれあい方がこどもにとって有効なのかを体感する事業を実施します。 ○虐待予防の観点からも継続して事業を実施します。	健康こども課

4) 男女共同参画の推進

近年、こども・若者の間でも、ジェンダーに関する意識が高まり、男女共同参画の推進が重要な課題となっています。特に、SNSの普及や多様な価値観に触れる機会が増えたことで、従来の性別役割分担に対する意識やジェンダー平等への関心が高まっています。

本町では、男女共同参画プランに基づき、男女ともに仕事、家庭、地域のバランスのとれた生活を実現するために、庁舎一丸となってワーク・ライフ・バランスの推進に取り組み、男女平等の意識づくりや環境づくりを進め、子育て意識の啓発を図っています。

今後も、男女共同による子育てを促進するため、家庭や地域、職場などさまざまな場面で男女平等が実現されるよう、意識啓発を推進します。また、学校教育における男女平等の考え方の教育やジェンダーギャップの解消を推進するとともに、社会教育などを通じて社会全体の意識づくりを促進します。

No.	施策	施策内容	担当課
75	男女共同参画による子育て意識の啓発	○全庁的に子育て意識の啓発に係る取組を実施できるよう、「長瀬町男女共同参画プラン」の見直し及び推進を図ります。	総務課
		○学校教育の中で、人権教育も含めた男女平等の考え方についての教育を推進します。	教育委員会



◆スキンシップ講座「おとうさんといっしょ」



➡1部、2部に分けて実施しました！

基本目標3 こども・若者を支える地域づくり

(1) 地域のつながりの強化

1) こども・若者の居場所づくり

令和5年に施行されたこども基本法では、こども・若者の居場所づくりが重要な施策として位置づけられています。近年、こども・若者を取り巻く環境は大きく変化しており、家庭や学校以外で安心して過ごせる居場所の必要性が高まっています。

居場所は、こども・若者が孤立を防ぎ、自己肯定感を育む上で重要な役割を果たします。また、多様な仲間や大人との交流を通じて、社会性を身につけ、将来への希望を持つことができる場でもあります。

本町では、こども基本法に基づき、こども・若者が安心して過ごせる居場所づくりを推進し、こども・若者の健やかな成長を支援します。

No.	施策	施策内容	担当課
76	【新規】 こども・若者の居場所づくり	○こども・若者が気軽に集い交流できるスペースなど、居場所の整備に努めます。	健康こども課
77	住民が集える公園 など遊び場の整備	○施設の定期的な点検、維持及び安全管理を行っていきます。	建設課

2) 地域活動の推進

こどもの安全確保や、健やかな成長を支えるためには、地域全体でこどもを見守り、育む体制づくりが不可欠です。

本町では、福祉・学校・教育委員会が連携し、児童の成長期別の講演会の開催等、地域ぐるみの子育て支援事業の実施に努めています。

今後も、地域の自治組織を基礎として、民生委員・児童委員や愛育会、子育てボランティアなど、地域活動による子育て支援機能の強化を図るとともに、「地域のこどもたちを地域で育てる」活動を推進します。

No.	施策	施策内容	担当課
80	地域ネットワークの構築	○民生・児童委員を中心とした地域ネットワークを構築します。 ○愛育会、子育て支援事業ボランティアを中心とした子育て支援事業を実施します。	福祉介護課 健康こども課
81	子育て支援地域活動の促進	○地域を支えるボランティアの育成に努めます。	社会福祉協議会

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

1) 働き方の見直しの促進

本町では、「ちちぶワーク・ライフ・バランス」による有給休暇取得促進を図ってきました。育児休業取得率は上昇傾向にあるものの、男性の取得は低い水準にあります。

今後は、働き方改革が本格化していく中、働くすべての人が、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することができるよう、企業や地域への理解を求め、意識改革の促進ができるよう企業等へのPRを推進します。また、働き方の見直しと合わせて、教育・保育サービスの充実や地域における子育て支援体制の強化も不可欠であるため、これらの取組を通じて、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりを目指します。

No.	施策	施策内容	担当課
78	仕事と子育ての両立の推進	○男女ともにワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現するため、町内の事業所や企業等へ各種制度や多様な働きかたに関する情報などの周知・啓発を行います。	産業観光課
79	企業等へのPRの実施	○広報等を活用し有給休暇取得促進の周知を図ります。	産業観光課



◆ふれ愛春祭り



◆ふれ愛秋の大うんどう会

2) 育児休業制度の普及

本町では、広報やチラシ等でPRを行い、育児休業制度の普及を促進していますが、父親の育児休業の取得が低い水準にあり、取得率を高めることが課題となっています。

今後は、男性の育児参加を促進するための職場環境づくりや育児休業を取得しやすい雰囲気づくりを促進するため、一層の育児休業制度の普及に努めます。また、育児休業制度だけでなく、短時間勤務制度やフレックスタイム制度など、多様な働き方を推進することも重要であるため、働き方の見直しと合わせて、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりを目指します。

No.	施策	施策内容	担当課
80	育児休業制度の普及	○広報等を活用し、育児休業制度の周知を図ります。	産業観光課

(3) 安全・安心の確保

1) 住環境の整備

こども・若者の住環境は、多様化するライフスタイルや価値観、経済状況の変化などにより、様々な課題を抱えています。特に、住宅価格の高騰や空き家の増加などは、こども・若者の住環境に大きな影響を与えています。

本町では、進行の止まない人口減少と少子化を抑制するため、新たに住宅を取得する新婚・子育て世帯等に対し、住宅の取得に要した経費を助成する補助金制度を設け、定住人口の増加を図っています。

今後も、新婚・子育て世帯等の定住化によって人口減少と少子化を抑制することを目的に施策を実施します。

No.	施策	施策内容	担当課
81	こども・若者の定住促進	○長瀬町定住促進住宅取得補助金交付事業として、対象者を新婚世帯及び子育て世帯に限定し交付します。 ○対象者（新婚世帯及び子育て世帯に限定。）には、基本補助金として新築・中古住宅ともに30万円、加算金として町内建築業者により新築住宅を建築する場合には20万円を交付します。	企画財政課

2) 地域力を活かした防犯対策

子どもを取り巻く犯罪は多様化・凶悪化しており、安全・安心な地域社会の実現のためには、これまで以上に地域における防犯対策を強化する必要があります。特に、子どもが日常的に利用する通学路や公園において見守り活動の重要性が高まっています。

本町では、行政・学校・家庭・地域が警察・消防・防犯協会・暴力排除推進協議会と連携し、防犯キャンペーンや協力団体への支援、犯罪の予防活動、青少年の健全育成、中学生の朝のあいさつ運動、登下校時の見守りを行い、地域の安全・安心を守る活動を実施しています。

今後も、警察等との連携を強化し、地域安全運動を推進するとともに、地域住民と協力し、子どもたちを犯罪から守る活動を地域ぐるみで進めていきます。

No.	施策	施策内容	担当課
82	地域安全運動の強化	○警察等との連携や地域住民の協力により、地域ぐるみで子どもを守る活動を進めます。	総務課
		○地域ボランティアによる登下校時の見守りや、小学生による下校時の見守り放送を実施します。 ○「あいさつ、声かけ運動」を実施するとともに、青少年健全育成団体員が中心となり、非行防止パトロールを実施。関係機関と連携し、地域の安全・安心を守る活動を実施します。	教育委員会

3) 道路環境の整備・安全対策

本町の国・県道の自歩道の未整備箇所は、国・県等に対し、毎年要望活動を行い、道路環境整備の推進を図っています。同様に、町道の歩車道の分離についても整備を行っています。また、交通安全については、こどもの交通事故防止運動について、新入学園児の交通安全教室や小学生の自転車大会参加などを交通安全母の会が中心に行っています。さらに、長瀬町交通指導隊による安全指導を小学生の下校時に行っています。

今後も、ベビーカーを押して外出ができる歩車道の分離、段差の解消など、子育てにやさしい道路環境整備を推進します。また、こどもの安全を確保するという視点から、町内の交通環境を見直すとともに、関連機関・団体やPTA、ボランティアなど、地域の人々が一体となって交通安全への取組を充実していきます。

No.	施策	施策内容	担当課
83	交通安全運動の推進	○各交通安全団体と協力し、新入学園児対象の交通安全教室や各小学校での交通安全教室を行います。	総務課
84	公道及び公共施設周辺等の道路環境整備の推進	○歩車道の点検整備を定期的実施し、悪路や段差等の解消を計画的に行います。	建設課

4) バリアフリー化の促進

埼玉県では、平成7年3月に「埼玉県福祉のまちづくり条例」を定め、誰でも利用しやすい施設の整備促進など福祉のまちづくりの施策を推進し、すべての県民が安心して生活し、等しく社会参加することができる豊かで住みよい地域社会の実現をめざしています。

本町では、県の行う普及活動に協力し、埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき公共施設の整備を行っています。

今後も、県の条例に基づいた公共施設の整備を推進します。また、人が集まる施設（駅や大型店など）のバリアフリー化を促進するとともに、建築確認の問い合わせ時に対象事業者に対し、条例の普及啓発を行います。

No.	施策	施策内容	担当課
85	埼玉県福祉のまちづくり条例の普及	○埼玉県福祉のまちづくり条例を普及推進します。	建設課



◆ママのコーヒータ임 手作り鬼



◆子育て支援員手作りのししまい

第5章 子ども・子育て支援事業計画

-
- 1 子ども・子育て支援計画の概要
 - 2 教育・保育の見込み量と確保方策
 - 3 地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保方策
-

1 子ども・子育て支援計画の概要

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法により義務づけられた、5年間の計画期間における幼児期の教育・保育サービス、地域の子育て支援事業についての「量の見込み」、「提供体制の確保の内容」及び「実施時期」等を示した計画です。

本章は、教育・保育の総合的な提供と質の向上、教育・保育の量的確保、子育て支援事業の充実を図るため、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とする「第3期長瀬町子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

(1) 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件や教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域です。

本町では、教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮しながら、地域的なつながりが深く、日常生活圏域として捉えられることから教育・保育提供区域は町内全域を1つとして設定します。

■長瀬町の教育・保育提供区域

区分 施設・事業名		区域
教育・保育	教育・保育施設:幼稚園・保育所・認定こども園	町内全域(1区域)
	地域型保育事業:小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
	乳児等のための支援給付:乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	
	子育てのための施設等利用給付:新制度未移行幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	
	一時預かり事業	
	地域子育て支援拠点事業	
	延長保育事業	
	妊婦健康診査	
	病児保育事業	
	乳児家庭全戸訪問事業	
	放課後児童健全育成事業	
	産後ケア事業	
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	
	養育支援訪問事業	
	児童育成支援拠点事業	
	子育て世帯訪問支援事業	
	親子関係形成支援事業	
	子育て短期支援事業	
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	子育て援助活動支援事業	
	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	

(2) 認定区分及び利用可能施設

子ども・子育て支援法では、利用のための認定及び保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります。その際の認定の区分や利用可能な施設は以下のとおりです。

■認定区分

区分	年齢	対象事業	対象家庭類型
1号認定	3～5歳	幼稚園・認定こども園	幼稚園の利用を希望する家庭
2号認定	3～5歳	保育所・認定こども園	就労家庭等
3号認定	0～2歳	保育所・認定こども園＋地域型保育	就労家庭等

■事業一覧

事業	対象事業
特定教育・保育施設	幼稚園・保育所、認定こども園
特定地域型保育事業	・小規模保育（定員6～19人） ・家庭的保育（定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育所（事業所の従業員のこどもに加えて、地域の保育を必要とするこどもの保育を実施するものに限る）
認可外（地方単独事業）	その他の認可外施設、事業所、院内保育所（従業員こども専用）
新制度未移行幼稚園	私学助成の幼稚園（子ども・子育て支援制度以前の制度の継続を希望する園）

2 教育・保育の見込み量と確保方策

(1) 0～2歳児保育（3号認定こども）

出産後、早期の職場復帰を希望する保護者が安心して預けることができるよう、また、共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して預けることができるよう、町内の保育園において、0～2歳児の保育を実施します。

利用実績をみると、年度による差が見られる中、様々な保育ニーズを勘案し、多様かつ柔軟なサービス提供を推進することが求められます。

今後は、少子化が進行することを踏まえ、新たな施設整備は実施せず、保育人材を確保することにより、必要な事業量の確保を図ります。

■実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児（人）	3	5	4	1	2
1歳児（人）	20	8	21	19	8
2歳児（人）	19	24	12	22	21

■見込み量・提供体制

0歳児	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量（人）	9	9	9	9	9
②提供体制（人）	2	2	2	2	2
②－①	-7	-7	-7	-7	-7

1歳児	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量（人）	16	16	16	16	16
②提供体制（人）	7	7	6	6	5
②－①	-9	-9	-10	-10	-11

2歳児	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量（人）	22	22	22	22	22
②提供体制（人）	21	20	19	18	17
②－①	-1	-2	-3	-4	-5

(2) 3～5歳児教育・保育（1号及び2号認定こども）

多様な就労状況や子育てに対する保護者の考え方に応じた適切な教育・保育が提供できるよう、町内の認定こども園及び保育園において、3～5歳児の教育・保育を実施します。

利用実績をみると、保育園及び認定こども園の利用者数は減少傾向にありましたが、保育園利用者数は令和6年度に増加に転じています。

今後は、児童数の減少に伴い、利用ニーズは減少していくことが見込まれます。

■実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育園利用者数（人）	90	75	75	56	61
認定こども園利用者数（人）	33	32	22	21	16

■見込み量・提供体制

1号認定	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量（人）	10	10	10	10	10
②提供体制（人） 認定こども園	10	9	8	7	6
②－①	0	-1	-2	-3	-4

2号認定	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量（人）	83	83	83	83	83
②提供体制（人） 認定こども園	7	7	6	6	5
②提供体制（人） 保育園	55	52	49	46	43
②－①	-21	-24	-28	-31	-35

3 地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保方策

(1) 利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本町では、平成30年度の「長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬」の開所に伴い、母子保健型の事業を実施しています。また、「子育て世代包括支援センター」としての事業も実施しています。

今後も、長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬において、子育て家庭の保護者や妊婦等のニーズを把握し、適切な利用支援を行います。

■実績（令和6年度は見込値）

母子保健型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所（か所）	1	1	1	1	1

■見込み量・提供体制

母子保健型	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（か所）	1	1	1	1	1
提供体制（か所）	1	1	1	1	1

○こども家庭センター型（母子保健型）

母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施します。

また、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない相談支援体制を構築します。

さらに、特定妊婦、産後うつ、障がいがある方への対応や地域資源の開拓など、多様なニーズに対応できるような体制整備を行います。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本町では、「長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬」において、子育て支援事業や子育て講座、育児相談、子育て情報の提供などを行っています。

今後も、長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬において、利用者のニーズに応える事業の実施に努めます。

■実績（令和6年度は見込値）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数（人回）	2,020	3,063	3,379	3,497	3,800
実施か所（か所）	1	1	1	1	1

■見込み量・提供体制

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（人回）	3,400	3,200	3,000	2,800	2,600
提供体制（か所）	1	1	1	1	1

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

今後も、受診のための利便性の向上と勧奨に努めます。

■実績（令和6年度は見込値）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実受診者数（人）	29	19	12	18	11

■見込み量・提供体制

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（人）	18	17	16	15	14
提供体制（人）	18	17	16	15	14

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、発育・栄養・育児・生活環境等の相談や、子育て支援に関する情報提供、養育環境等の把握を行う事業です。

本町では、母子健康手帳交付時や出生届時に新生児訪問について説明し、保健師が訪問を実施し、情報提供及び保育環境等の把握をしています。

今後も、訪問実施率の向上に努めるとともに、継続して支援が必要と判断された家庭については、保健師、助産師、ケースワーカー等が連携し、適切なサービスの提供につなげます。

■実績（令和6年度は見込値）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問乳児数（人）	33	30	15	17	10

■見込み量・提供体制

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（人）	15	14	13	12	11
提供体制（人）	15	14	13	12	11

(5) 産後ケア事業

産後1年以内の母子（こどものみの利用、医療的ケアが必要な場合は対象外）に対して、産後も安心して子育てできるように、産後の母親の心身のケアや健康状態のチェック、育児についての相談やサポートを行う事業です。

妊娠期から事業内容等を周知することにより、今後の利用率の向上に努めます。

■実績（令和6年度は見込値）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数（人）	—	—	0	0	0

■見込み量・提供体制

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（人）	3	4	5	5	5
提供体制（人）	5	5	5	5	5

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

養育のための支援が必要と認められる乳幼児・児童、保護者及び妊婦に対し、保健師、子育て支援員や職員等が対象者の自宅に訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

今後も、養育が必要な家庭を把握し、適切な養育の実施に努めます。

■実績（令和6年度は見込値）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問実績（人）	26	60	39	67	60

■見込み量・提供体制

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（人）	65	65	64	63	62
提供体制（人）	65	65	64	63	62

(7) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを伺うとともに家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整える事業です。

■実績（令和6年度は見込値）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問実績（人）	43	64	87	75	60

■見込み量・提供体制

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（人）	65	65	64	63	62
提供体制（人）	65	65	64	63	62

(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

本町では、未実施となっていますが、今後も児童相談所との連携に努めます。

(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

ちちぶ定住自立圏で事業を実施しており、今後も、ちちぶ定住自立圏における「秩父ファミリー・サポート・センター」の周知及び活用促進に努めます。

(10) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

1) 一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園における預かり保育に該当する事業であり、認定こども園、幼稚園において、在園児を対象に保育（教育活動）を実施する事業です。

本町では、令和元年10月から幼稚園型認定こども園（長瀬幼稚園）で事業を実施しています。今後も、幼稚園型認定こども園（長瀬幼稚園）における提供体制の確保を図ります。

■実績（令和6年度は見込値）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数（人日）	893	703	548	409	608
実施か所（か所）	1	1	1	1	1

■見込み量・提供体制

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（人日）	400	400	400	400	400
提供体制（人日）	500	500	500	500	500
提供体制（か所）	1	1	1	1	1

2) 一時預かり事業（保育園等で実施する一時預かり）

保護者の病気、冠婚葬祭、その他の理由で一時的に保育を必要とする場合、0歳から就学前までの児童を一時的に預かる事業です。

本町では、1か所の保育園（たけのこ保育園）で事業を実施しています。

今後も、1か所の保育園（たけのこ保育園）における提供体制の確保を図ります。

■実績（令和6年度は見込値）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数（人日）	29	10	7	35	10
実施か所（か所）	1	1	1	1	1

■見込み量・提供体制

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（人日）	500	500	500	500	500
提供体制（人日）	400	400	400	400	400
提供体制（か所）	1	1	1	1	1

(11) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

本町では、2か所の保育園（高砂保育園・たけのこ保育園）で事業を実施しています。

今後も、2か所の保育園（高砂保育園・たけのこ保育園）における提供体制の確保を図ります。

■実績（令和6年度は見込値）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数（人）	33	30	24	20	22
実施か所（か所）	2	2	2	2	2

■見込み量・提供体制

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（人）	20	19	18	17	16
提供体制（人）	30	30	30	30	30
提供体制（か所）	1	1	1	1	1

(12) 病児保育事業

病気や病気回復期の病児や、突然の発熱等で集団保育が困難な児童を、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

本町では、未実施となっています。今度も、県内の緊急サポート事業を活用するなど、必要な支援体制の確保について検討します。

(13) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本町では、令和6年度から小学校の統合に伴い、長瀬一小放課後児童クラブ室と長瀬二小放課後児童クラブ室が統合し、2か所の放課後児童クラブ（長瀬一小放課後児童クラブ室・たけのこ学童クラブ）で事業を実施しています。

今後も、児童が身近な地域で事業を利用できるよう、提供体制の確保を図ります。また、「放課後児童対策パッケージ」との整合性を図りながら、遊びの場の拡大、幅広い年齢での遊びの共有及び放課後の居場所の確保に向けた対応に努めます。障がいのあるこどもなど、特別な配慮を必要とするこどもの受け入れについては、関係機関等と連携を図りながら、こどもや保護者が安心して過ごせるよう配慮します。

■実績（令和6年度は見込値）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数（人）	148	149	147	132	137
提供体制（か所）	3	3	3	3	2

■見込み量・提供体制

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（人）	129	125	117	113	112
1年生	22	20	18	18	20
2年生	23	20	23	20	18
3年生	20	24	22	22	21
4年生	22	24	23	21	22
5年生	30	23	21	22	21
6年生	12	14	10	10	10
提供体制（人）	112	112	112	112	112
提供体制（か所）	2	2	2	2	2

(14) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、関係機関の連携強化を図る取組を実施する事業です。

児童虐待の発生予防や早期発見、早期対応等、こどもを取り巻くさまざまな問題に対応するため「長瀬町要保護児童対策地域協議会」を平成19年1月に設立し、児童等の適切な保護・支援を図る活動等を行っています。また、多岐にわたる事例について、専門性を持つ者から助言、指導を受けるなどして専門性を強化するとともに、このような取組を地域住民に周知する活動を行っています。

今後も、こどもの生命・身体を脅かす児童虐待などの発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組を行います。また、状況に応じて個別支援会議を開催し、迅速かつ適切な支援策の検討を実施するとともに、個別支援の状況把握・評価を定期的に行い、関係機関の連携のもと、適切な支援が継続されるよう努めます。さらに、こども家庭センターとの連携が必須であるため、定期的なカンファレンスを実施し、情報共有等を図ります。

(15) 児童育成支援拠点事業

虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的として、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のないこどもに対し、居場所となる場を開設し、こどもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、こどもとその家庭の状況をアセスメントし、状況に応じた包括的な支援を行う事業です。

国の動向等を踏まえながら、必要に応じて事業の実施について検討します。

(16) 親子関係形成支援事業

親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的として、こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びそのこどもに対し、グループワークやロールプレイ等を通じて、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報提供や相談支援を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が悩みや不安を共有し、情報交換ができる場を設ける等の支援を行う事業です。

国の動向等を踏まえながら、必要に応じて事業の実施について検討します。

(17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

国の動向等を踏まえながら、必要に応じて事業の実施について検討します。

(18) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

国の動向等を踏まえながら、必要に応じて事業の実施について検討します。

第6章 計画の推進体制

-
- 1 推進体制の充実
 - 2 点検・評価
 - 3 住民との協働
 - 4 人材の育成
-

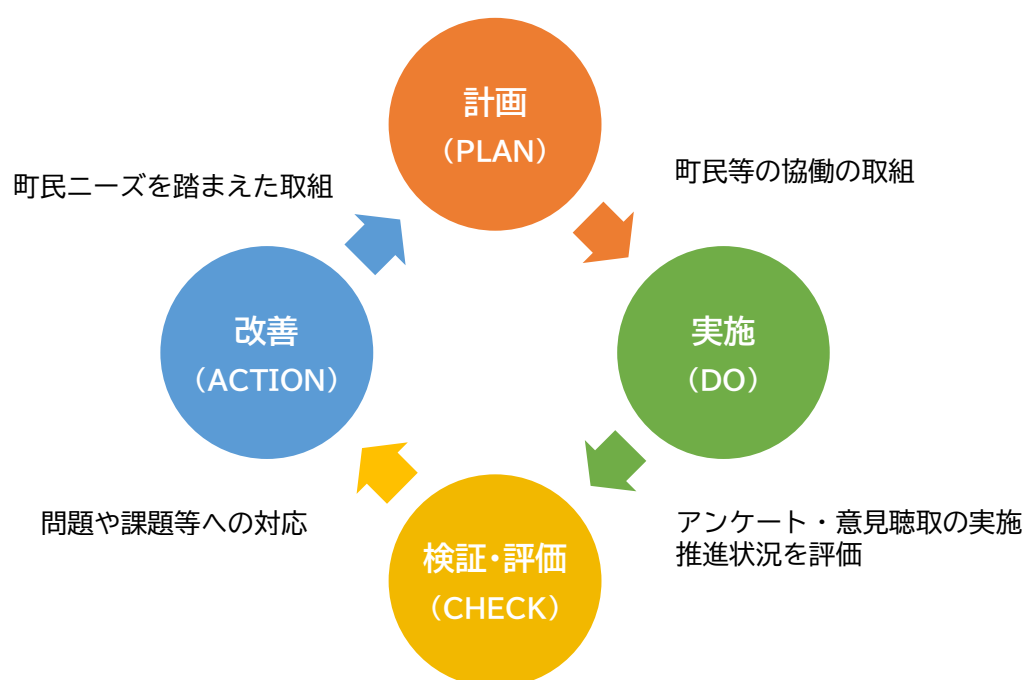
1 推進体制の充実

計画の推進を図るため、長瀬町健康福祉推進委員会を中心とした計画の推進を見守る体制づくりを進めます。また、庁内体制として、課長会議、関係課職員による連絡会議（任意）等を設置し、計画の進捗状況を定期的に確認します。

2 点検・評価

計画の進捗状況を長瀬町健康福祉推進委員会に報告し、審査を受け審議内容に基づいて、実施計画などの軌道修正を行います。また、計画の実効性を高めるため、第三者評価の実施について検討します。

計画の進行管理は、PDCAサイクルによる継続的改善の考え方を基本とします。このサイクルは、個々の事業ごとにP→D→C→Aと回り、再度、見直し後のPにもどり、事業方針の改善点を把握し、新たなサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図ることを年度ごとに繰り返していきます。



3 住民との協働

地域ぐるみで子ども・若者を支援していくため、社会福祉協議会及び民生委員・児童委員、母子愛育会、ボランティアグループをはじめとした地域住民との連携を図ります。また、相互の連携を図るための場づくりを検討し、子育て支援ネットワークの形成を図ります。

4 人材の育成

こども・若者の多様なニーズに対応するため、支え手・担い手が不足している現状を踏まえ、保育士や保健師などの専門家の確保・育成を図るとともに、地域を支える地域リーダーなど、主体的に活動を行う人材の育成を図ります。

5 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 幼稚園型認定こども園・保育園の充実について

子育て世代における保護者の新たな保育ニーズに対応した保育環境・サービスを展開する幼稚園型認定こども園・保育園の運営を通して、子育て世代の定住促進や地域力の向上につながるまちづくりを目指します。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育について

こどもの最善の利益を第一に考え、就学前のこどもに関する質の高い教育・保育の総合的な提供を推進するため、幼保連携に関する研修や、視察等を通じ、教育・保育の質の向上に努めます。また、関係機関、関係団体等との連携を図り、職員の意識向上、人材の確保・育成、適正配置に努め、教育・保育サービスの拡充に対応しつつ、質の向上を図ります。

(3) 幼保小連携の取組の推進について

就学前から小学校への円滑な接続を目指し、幼稚園型認定こども園・保育園・小学校が連携し、小学校への体験入学や幼児・児童の相互訪問等を通じて、幼児・児童の豊かな社会性を育むよう、連携を進めます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の保育料、特別支援学校、預かり保育事業等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

給付の実施にあたっては、幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じて保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

資料編

-
- 1 計画策定の経過
 - 2 長瀬町健康福祉推進委員会設置要綱
 - 3 長瀬町健康福祉推進委員会委員名簿
 - 4 用語解説
-

1 計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和5年度	
令和6年 2月	子育て支援に関するアンケート調査 ・就学前児童の保護者 配布数159票、回収数97票、回収率61.0% ・小学生の保護者 配布数267票、回収数215票、回収率80.5%
令和6年度	
令和6年 10月1日～ 10月31日	こども・若者への意見聴取 ・15歳から39歳までのこども・若者 回答数35件
令和6年 12月18日～ 令和7年 1月17日	こども・若者への意見聴取 ・長瀬町に住む小・中学生 回答数282件
令和7年 3月1日～ 3月14日	パブリック・コメント実施 ・長瀬町窓口及びホームページにおいて意見募集

2 長瀬町健康福祉推進委員会設置要綱

平成23年1月26日

告示第1号

長瀬町保健福祉総合振興対策審議会設置要綱(平成8年長瀬町告示第2号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 長瀬町における健康福祉に関する施策を、町民参加により総合的かつ効果的に推進するため、長瀬町健康福祉推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 健康福祉政策の総合的な推進に関すること。
- (2) 健康福祉に係る各種計画策定及び推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、健康福祉政策の充実に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は保健医療、福祉、介護等に関係する機関、事業所に勤務している者又は事業主並びに学識経験者及び町民のうちから町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認める場合は、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉介護課及び健康こども課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に改正前の告示の規定により委員に委嘱されている者は、改正後の第3条の規定により委員に委嘱された者とみなす。ただし、その任期は、この告示の施行の際における委員としての残任期間に相当する期間とする。

附 則(令和5年告示第25号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年告示第3号)

この告示は、公布の日から施行する。

3 長瀬町健康福祉推進委員会委員名簿

(敬称略)

No.	氏 名	役 職 等	備 考
1	板谷 定美	社会福祉法人長瀬福祉会 理事長	
2	小島 雅之	長瀬町区長会 会長	
3	南須原 宏城	南須原医院 院長	
4	倉田 公代	長瀬町愛育会 会長	
5	小菅 はる江	長瀬町食生活改善推進員協議会 会長	
6	大澤 喜一郎	長瀬町老人クラブ連合会 会長	
7	染野 昇一	長瀬町身体障害者福祉会 会長	
8	小沢 こず江	長瀬町知的障害者相談員	
9	染野 操	長瀬町民生児童委員協議会 会長	
10	浅見 正枝	長瀬町ボランティア団体連絡協議会 会長	
11	乙益 直美	社会福祉法人長瀬会 高砂保育園 園長	
12	齋藤 豊子	社会福祉法人わかたけ会 たけのこ保育園 園長	
13	神野 敬子	学校法人英愛学園 認定こども園長瀬幼稚園 園長	
14	関根 泉	埼玉司法書士会会員（司法書士法人アイランズ）	
15	浅見 洋	秩父福祉事務所 所長	
16	山田 理絵	秩父公共職業安定所 統括職業指導官	
17	新井 康代	生活支援センター アクセス 施設長	
18	南 哲也	公益社団法人長瀬町シルバー人材センター 事務局長	
19	井深 道子	長瀬町教育委員会 教育長	
20	野口 恵子	社会福祉法人長瀬町社会福祉協議会 事務局長	

4 用語解説

<用語>	<用語の説明>
(あ行)	
育児休業制度	育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律・平成3年法律第76号）では、育児休業制度について定めており、労働者は、申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間、育児休業をすることができる（一定の範囲の期間雇用者も対象となる）。一定の場合、子が1歳6か月に達するまでの間、育児休業をすることができる。
一時保育	パートタイム就労等による週2、3日程度の保育（非定型保育）や保護者の傷病、冠婚葬祭等による保育（緊急保育）、育児負担解消のための保育（私的理由による保育）等を総称して一時保育という。
NPO	Non Profit Organizationの略で、民間非営利組織という意味。営利を目的とする団体に対して、NPOは営利を目的としない民間団体の総称として用いられる。狭義の意味ではNPO法人を指す。
延長保育	通常の保育時間以外に行う保育。
(か行)	
ケアマネジメント	社会的ケアを必要とする人々に対して、もっとも効果的かつ効率的なサービスや資源を紹介、斡旋するとともに、そのサービスが有効に利用されているかを継続的に評価する方法。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の各年齢の出生率を合計した数値。その年の出生率が続くと仮定した場合に、ひとりの女性が一生のうちに生む平均こども数。
こども家庭庁	すべてのこどもが、自立した個人として、平等に、健やかで、幸せな状態（Well-being）で成長することができる社会の実現をめざし、こどもや子育て当事者の視点に立った政策立案や、こどもや家庭の抱えるさまざまな課題に対する包括的支援を行うことを目的に、令和5年4月1日に設置された国の行政機関のこと。
こども基本法	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された法律。こども基本法は、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としている。
こども大綱	こどもの健全な成長と幸福を社会全体で支えるために、令和5年12月22日に閣議決定された、政府による基本方針。こども基本法に基づき、こども家庭庁が主導となって策定されており、こども政策を総合的に推進するための指針となっている。

<用語>	<用語の説明>
子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）	18歳未満のすべてのこどもの保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、1989年秋の国際連合の総会において全会一致で採択された条約。我が国は、1990年9月21日にこの条約に署名し、1994年4月22日に批准した。 この条約は、世界のすべてのこどもの幸せを保障し、こどもが社会の積極的で責任ある構成員に育つことを助けるための国際的な基準を作って、未来を担う世代のニーズに応えることを基本原則としている。 そして、18歳未満のこどもの最善の利益を考慮し、保護の対象ではなく権利の主体としてとらえ、生命に対する権利、意見を表明する権利、表現の自由、思想の自由、宗教の自由、集会の自由及びプライバシーの保護などの市民的権利を認めるものとなっている。
子どもの貧困対策の推進に関する法律	こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべてのこどもが心身ともに健やかに育成されとともに、教育の機会均等を図るため、こどもの貧困対策に関し、基本理念を定め国等の責務を明らかにし、こどもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的として制定された法律（平成25年法律第64号）。
子ども・若者育成支援推進法	平成21年7月1日成立。子ども・若者育成支援施策の総合的な推進や、社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者を支援するための地域ネットワークづくりの推進を図ることとしており、平成22年4月1日から施行されている。
（さ行）	
ショートステイ	児童や障害児・者、高齢者の心身の状況や病状、その家族の病気、冠婚葬祭、出張等のため一時的に養育・介護をすることができない、または家族の精神的・身体的な負担の軽減等を図るために、短期間入所して日常生活全般の養育・介護を受けることができるサービス。
スクールカウンセラー（SC）	児童生徒の心理的な発達を援助し、「心の教育」や「生きる力を育てる」などの心の問題に対応するため、学校に配置される専門家。
スクールソーシャルワーカー（SSW）	問題を抱えているこどもについて、置かれている環境やその子の特徴などを考慮しながら、他の学校職員や関係機関、こどもの家族と連携して問題を解決していく活動を行う専門家。
次世代育成支援対策推進法	平成15年7月成立。急速な少子化の流れを変えるため、すべての地方公共団体及び従業員300人以上の企業に対し、平成17年度から10年間の集中的・計画的取組を促進するため、行動計画の策定を義務付けた。平成26年の改正によりさらに10年延長された。
児童	児童福祉法上の「児童」とは満18歳に満たない者をいい、乳児（満1歳未満）・幼児（満1歳から小学校就学前）・少年（小学校就学から満18歳未満）に分けている。（児童福祉法第4条）

<用語>	<用語の説明>
児童館	児童福祉法第40条に規定された児童厚生施設。児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。
児童虐待	保護者が、保護している18歳未満の児童に対して、身体的虐待、性的虐待、養育の怠慢ないしは拒否又は心理的虐待を行うこと。
児童手当	児童のいる家庭の生活安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として、就学前の児童を養育している人に支給する手当。
社会教育	学校の教育以外で、社会で広く行われている組織的、意図的な教育のこと。
少子化社会対策基本法	平成15年7月成立。少子化に対処するための施策を総合的に推進するために制定された法律。雇用環境の整備、保育サービス等の充実、地域社会における子育て支援体制の整備などの基本的施策、および内閣府に少子化社会対策会議を設置することを定めている。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に関与する疾患群を指す。
(た行)	
低年齢児保育	0歳から2歳までの保育。
特別支援教育	障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。 平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障がいのある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなった。
(な行)	
認定こども園	就学前のこどもに教育と保育を一体的に提供する他、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設。
(は行)	
バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。もともとは建物内の段差の解消等、物理的障壁の除去という意味合いで用いられていたが、現在では、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障害の除去という意味で用いられる。
ファミリー・サポート・センター	育児の援助を受けたいもので行いたいものからなる会員組織。
病後児保育	保育所に通う児童が、病気回復時の集団保育が困難な期間、医療機関等において保育するデイサービス事業。
病児保育	児童が病気などの回復期にある時、保育及び看護を行うこと。

<用語>	<用語の説明>
不登校	病気や経済的な理由以外で、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいは、したくてもできない状況にあること。
保育所（保育園）	児童福祉法第7条及び第39条に規定された児童福祉施設。日々、保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児等を保育することを目的とする施設。
放課後児童クラブ	児童の保護者が就労などにより昼間家庭にいない場合に、放課後や夏休みなどの学校休業日に、家庭に代わる生活の場として適切な遊びや指導を行い、その児童の健全な育成を図ることを目的とする施設。
（ま行）	
民生委員・児童委員	民生委員は社会福祉の増進のため援助を必要とする住民のための相談・助言を行い、児童委員は児童・妊産婦の福祉増進のため相談・援助活動を行う。民生委員は児童委員を兼ねる。
（や行）	
ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満のこどものこと。
（わ行）	
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	仕事と生活の調和が実現した社会とは、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会。（仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章）

長瀬町こども計画

令和7年3月

発 行 長瀬町

編 集 長瀬町 健康こども課 子育て支援担当

〒369-1392

埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上 1035 番地 1

電 話 0494-66-3111

FAX 0494-66-3564

ホームページ <https://www.town.nagatoro.saitama.jp/>